

## 令和8年江南市議会1月臨時会議案目録

令和8年1月15日

議案第1号	江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	P	2
議案第2号	江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例等の一部改正について	P	9
議案第3号	江南市職員の給与に関する条例の一部改正について	P	17
議案第4号	令和7年度江南市一般会計補正予算（第7号）	P	47
議案第5号	令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）	P	129
議案第6号	令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）	P	143
議案第7号	令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第3号）	P	162
報告第1号	和解についての専決処分について	P	190

令和8年議案第1号

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年1月15日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、社会一般の情勢を考慮し、改正する必要があるからであります。

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「532,000円」を「536,000円」に、「485,000円」を「488,000円」に、「450,000円」を「453,000円」に改める。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（議員報酬に関する特例措置）

- 4 令和8年4月1日から令和9年4月30日までの間における第2条の規定による改正後の江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「第2条改正後の条例」という。）第1条の規定の適用については、同条中「536,000円」とあるのは「532,000円」と、「488,000円」とあるのは「4

85,000円」と、「453,000円」とあるのは「450,000円」とする。

(令和8年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 令和8年6月及び12月に支給する期末手当に関する第2条改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるのは、「100分の170」とする。

(参 考)

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第1条関係）

新	旧
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の45（調整割合）を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の45（調整割合）を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 （略）</p>

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第2条関係）

新	旧
<p>（議員報酬）</p> <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>536,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>488,000円</u></p>	<p>（議員報酬）</p> <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>532,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>485,000円</u></p>

新	旧
<p>議員 月額 <u>453,000円</u> (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において、前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の45(調整割合)を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>議員 月額 <u>450,000円</u> (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において、前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の45(調整割合)を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(参 考)



令和7年12月24日

江南市長 澤田和延様

江南市特別職報酬等審議会  
会長 土井謙次

市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員報酬の額について（答申）

令和7年11月19日付け7江秘第2211号で諮問されましたこのことについて、当審議会は2回にわたり慎重に審議した結果、下記の結論を得ましたので、ここに答申します。

### 記

#### 1 給料及び報酬の額

区分	職名	現行額	改定額	差額	改定率
給料額	市長	961,000円	974,000円	13,000円	1.35%
	副市長	816,000円	822,000円	6,000円	0.74%
	教育長	727,000円	732,000円	5,000円	0.69%
報酬額	議長	532,000円	536,000円	4,000円	0.75%
	副議長	485,000円	488,000円	3,000円	0.62%
	議員	450,000円	453,000円	3,000円	0.67%

#### 2 審議会開催状況

第1回審議会 令和7年11月19日

第2回審議会 令和7年12月24日

#### 3 審議経過及び内容

令和7年11月19日、江南市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会は市長から「市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員報酬の額について」諮問を受けた。

現行の額は、平成29年度審議会の答申を受け、平成30年4月1日に改定され、令和元年度、3年度及び5年度に開催された審議会の答申を受けて据え置かれたもので、前回の答申から概ね2年を経過するため改定の要否について検討を要請されたものである。

本審議会においては、2回にわたり公開の会議を開催し、近年の経済情勢の変動、

県内各市における報酬等の状況や人口規模、財政状況等の把握に加え、一般職の給与額等との比較、市議会の活動状況等を踏まえ、市民の視点から総合的かつ客観的に検討し、公平かつ妥当な結論を得るため、慎重に審議を行った。

市長の給料については、市の財政力指数が県内 37 市中 32 位と下位に位置していることから、引き上げに懸念を示す意見もあった。しかし、物価上昇や企業の賃上げという社会経済情勢を考慮するとともに、市長については平成 11 年 4 月の改定以来据え置きが続いており、県内の他市と比較すると給料月額が低い水準にあることを踏まえ、引き上げを実施するべきであるといった意見が多く出された。また、改定率については、人事院勧告や県内自治体の動向から、1.4%程度が妥当であるとの意見が出された。

副市長及び教育長の給料については、財政状況が厳しい中で、給料月額は県内 37 市中 16 位及び 15 位と市長ほど低くない水準にあることから、引き上げに対して慎重な対応を求める意見があった。しかし、民間企業では厳しい経営環境の中でも給与を引き上げていることや、優秀な人材を確保するための競争力を保つためにも、引き上げを実施するべきであるといった意見が出された。また、改定率については、財政への負担に配慮し、市長の改定率の半分の 0.7%程度が妥当であるとの意見が出された。

議長、副議長及び議員の報酬については、いずれも報酬月額が県内 37 市中 19 位であり、副市長及び教育長と同様に低くない水準にあることが指摘されたが、物価上昇や民間企業の賃上げといった社会経済情勢を考慮するとともに、市の発展のための議員活動に対する期待と、県内自治体の動向から、副市長及び教育長と同様に 0.7%程度引き上げることが妥当であるとの意見が出された。

本審議会としては、特別職の報酬等の額について、これらの意見や審議の内容を踏まえ、関連する諸情勢や特別職の報酬等のあり方を総合的に勘案した結果、市長の給料を 1.4%程度引き上げ、副市長及び教育長の給料並びに議長、副議長及び議員の報酬を 0.7%程度引き上げることが適当であるとの結論に達した。

#### 4 付帯意見

当審議会については、社会情勢や市の財政状況の変化に対応できるよう、2年に1回は開催して意見を求めるよう配慮されたい。

令和8年議案第2号

江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例等の一部改正について

江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年1月15日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、社会一般の情勢を考慮し、改正する必要があるからであります。

江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例（昭和30年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の172.5」を「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第2条第1号中「961,000円」を「974,000円」に改め、同条第2号中「816,000円」を「822,000円」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）教育長 732,000円

第3条第4項中「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

（江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例の一部改正）

第3条 江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の172.5」を「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第4条 江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江南市教育長の勤務条件等に関する条例

第1条中「教育長の給与その他の」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の」に改める。

第2条を次のように改める。

## 第2条 削除

(江南市特別職に属する職員の退職手当支給条例の一部改正)

第5条 江南市特別職に属する職員の退職手当支給条例（昭和35年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(3) 教育長 100分の210

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(特別職の職員の給料に関する特例措置)

- 4 令和8年4月1日から令和9年4月29日までの間における第2条の規定による改正後の江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例第2条各号の規定の適用については、同条第1号中「974,000円」とあるのは「961,000円」と、同条第2号中「822,000円」とあるのは「816,000円」と、同条第3号中「732,000円」とあるのは「727,000円」とする。

(参 考)

江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（案）  
の新旧対照表

江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例（第1条関係）

新	旧
(手当) 第3条 (略) 2及び3 (略) 4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた日現在)において、前項に規定する者が受けるべき給料月額と給料月額に100分の20(役職加算割合)を乗じて得た額及び給料月額に100分の25(管理職加算割合)を乗じて得た額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(手当) 第3条 (略) 2及び3 (略) 4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた日現在)において、前項に規定する者が受けるべき給料月額と給料月額に100分の20(役職加算割合)を乗じて得た額及び給料月額に100分の25(管理職加算割合)を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。  (1)～(4) (略)

江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例（第2条関係）

新	旧
(目的) 第1条 この条例は市長、 <u>副市長及び教育長</u> (以下「特別職の職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は市長 <u>及び副市長</u> (以下「特別職の職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

新	旧
<p>とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 特別職の職員の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 <u>974,000円</u></p> <p>(2) 副市長 <u>822,000円</u></p> <p>(3) <u>教育長</u> <u>732,000円</u></p> <p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた日現在)において、前項に規定する者が受けるべき給料月額と給料月額に100分の20(役職加算割合)を乗じて得た額及び給料月額に100分の25(管理職加算割合)を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 特別職の職員の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 <u>961,000円</u></p> <p>(2) 副市長 <u>816,000円</u></p> <p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた日現在)において、前項に規定する者が受けるべき給料月額と給料月額に100分の20(役職加算割合)を乗じて得た額及び給料月額に100分の25(管理職加算割合)を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例（第3条関係）

新	旧
(給与)	(給与)

新	旧
第2条 (略) 2～4 (略) 5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた日現在)において、前項に規定する者が受けるべき給料月額と給料月額に100分の20(役職加算割合)を乗じて得た額及び給料月額に100分の25(管理職加算割合)を乗じて得た額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	第2条 (略) 2～4 (略) 5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた日現在)において、前項に規定する者が受けるべき給料月額と給料月額に100分の20(役職加算割合)を乗じて得た額及び給料月額に100分の25(管理職加算割合)を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
6～8 (略)	6～8 (略)

江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例（第4条関係）

新	旧
<u>江南市教育長の勤務条件等に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、教育長の勤務条件等</u> に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	<u>江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、 <u>教育長の給与その他の勤務条件等</u> に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

新	旧
<p><u>第2条</u> <u>削除</u></p>	<p>(給与)</p> <p><u>第2条</u> <u>教育長の給料は、月額727,000円とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>教育長には、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</u></p> <p><u>3</u> <u>通勤手当の額については、江南市職員の給与に関する条例第11条の規定を準用する。</u></p> <p><u>4</u> <u>期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教育長に支給する。これらの基準日前1月以内に任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた者についても、同様とする。</u></p> <p><u>5</u> <u>期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた日現在)において、前項に規定する者が受けるべき給料月額と給料月額に100分の20(役職加算割合)を乗じて得た額及び給料月額に100分の25(管理職加算割合)を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1)</u> <u>6月</u> <u>100分の100</u></p>

新	旧
	<p>(2) <u>5月以上6月未満</u> <u>100分の80</u></p> <p>(3) <u>3月以上5月未満</u> <u>100分の60</u></p> <p>(4) <u>3月未満</u> <u>100分の30</u></p> <p>6 <u>退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に教育長としての在職年数を乗じて得た額に100分の210を乗じて得た額とする。</u></p> <p>7 <u>退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行う。</u></p> <p>8 <u>第1項から前項までに規定する教育長の給与の支給方法は、一般職の職員の例による。</u></p>

江南市特別職に属する職員の退職手当支給条例（第5条関係）

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市長、<u>副市長及び教育長</u>(以下「特別職に属する職員」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に特別職に属する職員としての在職年数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 教育長</u> <u>100分の210</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市長<u>及び副市長</u>(以下「特別職に属する職員」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

令和8年議案第3号

江南市職員の給与に関する条例の一部改正について

江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年1月15日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、改正する必要があるからであります。

江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 江南市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第18条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第19条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100

間勤 務職 員以 外の 職員	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	

36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	

68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			

100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年 前再 任用 短時 間勤	基準給 料月額	基準給 料月額							
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	

務職 員									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第2条 江南市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で」に改め、同号中アからスまでを削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市長が規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の江南市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の江南市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### (委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が規則で定める。

### (江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第7項」を「第8項」に改める。

(参 考)

江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表  
江南市職員の給与に関する条例（第1条関係）

新	旧
(通勤手当) 第11条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア及びイ (略) ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>	(通勤手当) 第11条 (略) 2 同左 (1) (略) (2) 同左 ア及びイ (略) ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>

新	旧
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u>
(3) (略)	(3) (略)
3～7 (略)	3～7 (略)
(期末手当)	(期末手当)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

新	旧
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</u></p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p>
<p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に、6</u></p>	<p>2 同左</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に100分の105を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に100</u></p>

新	旧
<p><u>月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～6 (略)</p>	<p><u>分の50を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～6 (略)</p>

江南市職員の給与に関する条例（第2条関係）

新	旧
<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分</u>に応じて市長が規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u>(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)</u>が</p>

新	旧
	<p><u>片道5キロメートル未満である職員</u> <u>2,000円</u></p> <p><u>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員</u> <u>4,200円</u></p> <p><u>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</u> <u>7,300円</u></p> <p><u>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</u> <u>10,400円</u></p> <p><u>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員</u> <u>13,500円</u></p> <p><u>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員</u> <u>16,600円</u></p> <p><u>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</u> <u>19,700円</u></p> <p><u>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員</u> <u>22,800円</u></p> <p><u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員</u> <u>25,900円</u></p> <p><u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員</u> <u>29,100円</u></p> <p><u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員</u></p>

新	旧
<p>(3) (略)</p> <p><u>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員</u>  <u>で、自動車等の駐車のための施設(その</u>  <u>所在地及び利用形態が市長が規則で定</u>  <u>める要件を満たすものに限る。第1号及</u>  <u>び第7項において「駐車場等」とい</u>  <u>う。)を利用し、その料金を負担するこ</u>  <u>とを常例とするもの(市長が規則で定め</u>  <u>る職員を除く。)</u>の通勤手当の額は、前  項の規定にかかわらず、次の各号に掲  げる通勤手当の区分に応じ、当該各号  に定める額とする。</p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単</u>  <u>位期間につき、5,000円を超えない範</u>  <u>囲内で1月当たりの駐車場等の料金に</u>  <u>相当する額として市長が規則で定め</u>  <u>る額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤</u>  <u>手当 前項の規定による額</u></p> <p><u>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月</u>  <u>数で除して得た額(交通機関等が2以上</u>  <u>ある場合においては、その合計額)、第</u>  <u>2項第2号に定める額及び前項第1号に定</u>  <u>める額の合計額が150,000円を超える職</u>  <u>員の通勤手当の額は、前2項の規定にか</u></p>	<p><u>員 32,300円</u></p> <p><u>シ 使用距離が片道55キロメートル</u>  <u>以上60キロメートル未満である職</u>  <u>員 35,500円</u></p> <p><u>ス 使用距離が片道60キロメートル</u>  <u>以上である職員 38,700円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>3 運賃等相当額をその支給単位期間の月</u>  <u>数で除して得た額(交通機関等が2以上</u>  <u>ある場合においては、その合計額)、第</u>  <u>2項第2号に定める額の合計額が150,000</u>  <u>円を超える職員の通勤手当の額は、前2</u>  <u>項の規定にかかわらず、当該職員の通</u></p>

新	旧
<p>かわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p>	<p>勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p>
<p><u>5</u> 通勤手当は、支給単位期間(市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合)にあっては、その翌月)の市長が規則で定める日に支給する。</p>	<p><u>4</u> 通勤手当は、支給単位期間(市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間)に係る最初の月の市長が規則で定める日に支給する。</p>
<p><u>6</u> (略)</p>	<p><u>5</u> (略)</p>
<p><u>7</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として市長が規則で定める期間(自動車等及び駐車場等)に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。</p>	<p><u>6</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として市長が規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。</p>
<p><u>8</u> (略) (期末手当)</p>	<p><u>7</u> (略) (期末手当)</p>
<p>第18条 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p>
<p><u>2</u> 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><u>2</u> 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p><u>3</u> 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中</p>	<p><u>3</u> 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中</p>

新	旧
<p>「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>

新	旧
3～6 (略)	3～6 (略)

江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第5項関係）

新	旧
(通勤に係る費用弁償) 第5条 (略)	(通勤に係る費用弁償) 第5条 (略)
2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から第8項までの規定の例による。この場合において、費用弁償の額は、1月当たりの通勤回数等を考慮して規則で定めるものとする。	2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から第7項までの規定の例による。この場合において、費用弁償の額は、1月当たりの通勤回数等を考慮して規則で定めるものとする。

(参考)

行政職給料表の給料月額対照表

職員の 区分	号 給	1級						2級						3級					
		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定	
		月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %	月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %	月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %
1	1835	11	1958	11	123	6.7	2300	15	2420	13	120	5.2	2653	10	2763	10	110	4.1	
2	1846	12	1969	12	123	6.7	2315	15	2433	14	118	5.1	2663	10	2773	10	110	4.1	
3	1858	11	1981	11	123	6.6	2330	15	2447	14	117	5.0	2673	10	2783	10	110	4.1	
4	1869	11	1992	11	123	6.6	2345	15	2461	14	116	4.9	2683	10	2793	10	110	4.1	
5	1880	17	2003	17	123	6.5	2360	15	2475	14	115	4.9	2693	10	2803	10	110	4.1	
6	1897	16	2020	16	123	6.5	2375	15	2489	14	114	4.8	2703	10	2813	9	110	4.1	
7	1913	16	2036	16	123	6.4	2390	15	2503	14	113	4.7	2713	10	2822	10	109	4.0	
8	1929	16	2052	15	123	6.4	2405	15	2517	14	112	4.7	2723	10	2832	10	109	4.0	
9	1945	17	2067	17	122	6.3	2420	14	2531	12	111	4.6	2733	10	2842	10	109	4.0	
10	1962	16	2084	16	122	6.2	2434	14	2543	13	109	4.5	2743	10	2852	10	109	4.0	
11	1978	16	2100	16	122	6.2	2448	14	2556	13	108	4.4	2753	11	2862	10	109	4.0	
12	1994	16	2116	15	122	6.1	2462	12	2569	12	107	4.3	2764	10	2872	10	108	3.9	
13	2010	17	2131	17	121	6.0	2474	12	2581	12	107	4.3	2774	13	2882	13	108	3.9	
14	2027	17	2148	17	121	6.0	2486	12	2593	12	107	4.3	2787	13	2895	13	108	3.9	
15	2044	17	2165	17	121	5.9	2498	12	2605	12	107	4.3	2800	12	2908	12	108	3.9	
16	2061	13	2182	12	121	5.9	2510	11	2617	11	107	4.3	2812	13	2920	12	108	3.8	
17	2074	16	2194	16	120	5.8	2521	11	2628	11	107	4.2	2825	13	2932	13	107	3.8	
18	2090	16	2210	16	120	5.7	2532	11	2639	11	107	4.2	2838	12	2945	12	107	3.8	
19	2106	15	2226	15	120	5.7	2543	11	2650	11	107	4.2	2850	12	2957	12	107	3.8	
20	2121	15	2241	15	120	5.7	2554	10	2661	9	107	4.2	2862	11	2969	10	107	3.7	
21	2136	16	2256	16	120	5.6	2564	10	2670	10	106	4.1	2873	12	2979	12	106	3.7	
22	2152	16	2272	16	120	5.6	2574	10	2680	10	106	4.1	2885	13	2991	12	106	3.7	
23	2168	16	2288	16	120	5.5	2584	10	2690	10	106	4.1	2898	13	3003	13	105	3.6	
24	2184	16	2304	16	120	5.5	2594	10	2700	10	106	4.1	2911	13	3016	13	105	3.6	
25	2200	17	2320	17	120	5.5	2604	9	2710	9	106	4.1	2924	10	3029	10	105	3.6	
26	2217	13	2337	13	120	5.4	2613	9	2719	8	106	4.1	2934	10	3039	10	105	3.6	
27	2230	13	2350	13	120	5.4	2622	9	2727	9	105	4.0	2944	11	3049	10	105	3.6	
28	2243	13	2363	13	120	5.3	2631	8	2736	8	105	4.0	2955	11	3059	11	104	3.5	
29	2256	11	2376	11	120	5.3	2639	8	2744	8	105	4.0	2966	12	3070	12	104	3.5	
30	2267	11	2387	11	120	5.3	2647	8	2752	8	105	4.0	2978	11	3082	11	104	3.5	
31	2278	11	2398	11	120	5.3	2655	8	2760	7	105	4.0	2989	12	3093	12	104	3.5	
32	2289	11	2409	11	120	5.2	2663	7	2767	7	104	3.9	3001	12	3105	11	104	3.5	
33	2300	11	2420	9	120	5.2	2670	8	2774	8	104	3.9	3013	13	3116	13	103	3.4	
34	2311	11	2429	9	118	5.1	2678	8	2782	8	104	3.9	3026	13	3129	13	103	3.4	
35	2322	11	2438	10	116	5.0	2686	7	2790	6	104	3.9	3039	13	3142	13	103	3.4	
36	2333	11	2448	10	115	4.9	2693	7	2796	7	103	3.8	3052	13	3155	12	103	3.4	
37	2344	10	2458	9	114	4.9	2700	8	2803	8	103	3.8	3065	13	3167	13	102	3.3	
38	2354	10	2467	9	113	4.8	2708	8	2811	7	103	3.8	3078	13	3180	13	102	3.3	
39	2364	9	2476	8	112	4.7	2716	7	2818	7	102	3.8	3091	13	3193	13	102	3.3	
40	2373	9	2484	8	111	4.7	2723	7	2825	7	102	3.7	3104	13	3206	13	102	3.3	
41	2382	9	2492	7	110	4.6	2730	8	2832	7	102	3.7	3117	13	3219	12	102	3.3	
42	2391	8	2499	6	108	4.5	2738	8	2839	7	101	3.7	3130	13	3231	13	101	3.2	
43	2399	8	2505	6	106	4.4	2746	7	2846	7	100	3.6	3143	11	3244	11	101	3.2	
44	2407	7	2511	7	104	4.3	2753	7	2853	7	100	3.6	3154	9	3255	9	101	3.2	
45	2414	6	2518	6	104	4.3	2760	7	2860	6	100	3.6	3163	13	3264	13	101	3.2	
46	2420	6	2524	6	104	4.3	2767	7	2866	7	99	3.6	3176	13	3277	13	101	3.2	
47	2426	6	2530	6	104	4.3	2774	7	2873	6	99	3.6	3189	13	3290	13	101	3.2	
48	2432	6	2536	5	104	4.3	2781	7	2879	7	98	3.5	3202	12	3303	11	101	3.2	
49	2438	6	2541	6	103	4.2	2788	7	2886	6	98	3.5	3214	13	3314	13	100	3.1	
50	2444	6	2547	6	103	4.2	2795	7	2892	7	97	3.5	3227	12	3327	12	100	3.1	
51	2450	5	2553	5	103	4.2	2802	7	2899	7	97	3.5	3239	12	3339	12	100	3.1	
52	2455	5	2558	4	103	4.2	2809	6	2906	5	97	3.5	3251	13	3351	13	100	3.1	
53	2460	4	2562	4	102	4.1	2815	7	2911	6	96	3.4	3264	11	3364	10	100	3.1	
54	2464	3	2566	3	102	4.1	2822	6	2917	6	95	3.4	3275	11	3374	11	99	3.0	
55	2467	3	2569	3	102	4.1	2828	7	2923	7	95	3.4	3286	11	3385	11	99	3.0	
56	2470	3	2572	3	102	4.1	2835	6	2930	6	95	3.4	3297	7	3396	7	99	3.0	
57	2473	3	2575	3	102	4.1	2841	7	2936	6	95	3.3	3304	9	3403	9	99	3.0	
58	2476	3	2578	3	102	4.1	2848	6	2942	6	94	3.3	3313	7	3412	7	99	3.0	
59	2479	3	2581	3	102	4.1	2854	7	2948	7	94	3.3	3320	8	3419	8	99	3.0	
60	2482	3	2584	3	102	4.1	2861	6	2955	6	94	3.3	3328	8	3427	8	99	3.0	
61	2485	3	2587	3	102	4.1	2867	7	2961	6	94	3.3	3336	4	3435	4	99	3.0	
62	2488	3	2590	3	102	4.1	2874	6	2967	5	93	3.2	3340	6	3439	5	99	3.0	
63	2491	3	2593	3	102	4.1	2880	5	2972	5	92	3.2	3346	7	3444	7	98	2.9	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(参考)

行政職給料表の給料月額対照表

職員の 区分	号 給	1級						2級						3級					
		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定	
		月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %	月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %	月額 百円	間差 百円	3451 百円	間差 百円	額 百円	率 %
64	2494	3	2596	3	102	4.1	2885	5	2977	5	92	3.2	3353	8	3451	8	98	2.9	
65	2497	3	2599	3	102	4.1	2890	6	2982	6	92	3.2	3361	7	3459	7	98	2.9	
66	2500	3	2602	3	102	4.1	2896	5	2988	5	92	3.2	3368	7	3466	7	98	2.9	
67	2503	3	2605	3	102	4.1	2901	6	2993	6	92	3.2	3375	6	3473	6	98	2.9	
68	2506	3	2608	3	102	4.1	2907	5	2999	4	92	3.2	3381	5	3479	5	98	2.9	
69	2509	3	2611	3	102	4.1	2912	5	3003	5	91	3.1	3386	6	3484	6	98	2.9	
70	2512	3	2614	3	102	4.1	2917	6	3008	5	91	3.1	3392	5	3490	5	98	2.9	
71	2515	3	2617	3	102	4.1	2923	6	3013	6	90	3.1	3397	6	3495	6	98	2.9	
72	2518	3	2620	3	102	4.1	2929	5	3019	5	90	3.1	3403	3	3501	3	98	2.9	
73	2521	3	2623	3	102	4.0	2934	5	3024	4	90	3.1	3406	5	3504	5	98	2.9	
74	2524	3	2626	3	102	4.0	2939	4	3028	3	89	3.0	3411	4	3509	3	98	2.9	
75	2527	3	2629	3	102	4.0	2943	3	3031	3	88	3.0	3415	4	3512	4	97	2.8	
76	2530	3	2632	3	102	4.0	2946	2	3034	2	88	3.0	3419	4	3516	4	97	2.8	
77	2533	3	2635	3	102	4.0	2948	3	3036	3	88	3.0	3423	5	3520	5	97	2.8	
78	2536	3	2638	3	102	4.0	2951	2	3039	2	88	3.0	3428	5	3525	5	97	2.8	
79	2539	3	2641	3	102	4.0	2953	3	3041	3	88	3.0	3433	5	3530	5	97	2.8	
80	2542	3	2644	3	102	4.0	2956	2	3044	2	88	3.0	3438	3	3535	3	97	2.8	
81	2545	3	2647	3	102	4.0	2958	2	3046	2	88	3.0	3441	4	3538	4	97	2.8	
82	2548	3	2650	3	102	4.0	2960	3	3048	3	88	3.0	3445	4	3542	4	97	2.8	
83	2551	3	2653	3	102	4.0	2963	2	3051	2	88	3.0	3449	4	3546	4	97	2.8	
84	2554	3	2656	3	102	4.0	2965	3	3053	3	88	3.0	3453	3	3550	3	97	2.8	
85	2557	3	2659	3	102	4.0	2968	3	3056	2	88	3.0	3456	4	3553	4	97	2.8	
86	2560	3	2662	3	102	4.0	2971	3	3058	3	87	2.9	3460	4	3557	4	97	2.8	
87	2563	3	2665	3	102	4.0	2974	3	3061	3	87	2.9	3464	4	3561	4	97	2.8	
88	2566	3	2668	3	102	4.0	2977	3	3064	3	87	2.9	3468	2	3565	2	97	2.8	
89	2569	3	2671	3	102	4.0	2980	3	3067	3	87	2.9	3470	4	3567	4	97	2.8	
90	2572	3	2674	3	102	4.0	2983	3	3070	3	87	2.9	3474	4	3571	4	97	2.8	
91	2575	3	2677	3	102	4.0	2986	4	3073	3	87	2.9	3478	4	3575	4	97	2.8	
92	2578	3	2680	3	102	4.0	2990	2	3076	2	86	2.9	3482	2	3579	2	97	2.8	
93	2581		2683		102	4.0	2992	2	3078	2	86	2.9	3484	4	3581	3	97	2.8	
94							2994	3	3080	3	86	2.9	3488	4	3584	4	96	2.8	
95							2997	4	3083	4	86	2.9	3492	3	3588	3	96	2.7	
96							3001	2	3087	2	86	2.9	3495	3	3591	3	96	2.7	
97							3003	3	3089	3	86	2.9	3498	4	3594	4	96	2.7	
98							3006	4	3092	3	86	2.9	3502	4	3598	4	96	2.7	
99							3010	4	3095	4	85	2.8	3506	4	3602	4	96	2.7	
100							3014	2	3099	2	85	2.8	3510	5	3606	5	96	2.7	
101							3016	3	3101	3	85	2.8	3515	4	3611	4	96	2.7	
102							3019	3	3104	3	85	2.8	3519	4	3615	4	96	2.7	
103							3022	3	3107	3	85	2.8	3523	4	3619	4	96	2.7	
104							3025	2	3110	2	85	2.8	3527	5	3623	5	96	2.7	
105							3027	3	3112	3	85	2.8	3532	4	3628	4	96	2.7	
106							3030	3	3115	3	85	2.8	3536	3	3632	3	96	2.7	
107							3033	3	3118	3	85	2.8	3539	3	3635	3	96	2.7	
108							3036	2	3121	2	85	2.8	3542	5	3638	4	96	2.7	
109							3038	4	3123	3	85	2.8	3547		3642		95	2.7	
110							3042	4	3126	4	84	2.8							
111							3046	3	3130	3	84	2.8							
112							3049	2	3133	2	84	2.8							
113							3051	2	3135	2	84	2.8							
114							3053	3	3137	3	84	2.8							
115							3056	4	3140	4	84	2.7							
116							3060	2	3144	2	84	2.7							
117							3062	2	3146	2	84	2.7							
118							3064	3	3148	3	84	2.7							
119							3067	3	3151	3	84	2.7							
120							3070	4	3154	3	84	2.7							
121							3074	2	3157	2	83	2.7							
122							3076	3	3159	3	83	2.7							
123							3079	3	3162	3	83	2.7							
124							3082	3	3165	3	83	2.7							
125							3085		3168		83	2.7							
定年前再任用短時間勤務職員	現基準給料	新基準給料		改定		現基準給料		新基準給料		改定		現基準給料		新基準給料		改定			
	月額 1920	間差	月額 2003	間差	額 83	率 4.3	月額 2195	間差	月額 2278	間差	額 83	率 3.8	月額 2600	間差	月額 2695	間差	額 95	率 3.7	

(参考)

## 行政職給料表の給料月額対照表

職員の 区分	号 給	4級						5級						6級					
		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定	
		月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %	月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %	月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %
1	2988	15	3098	15	110	3.7	3213	18	3326	18	113	3.5	3552	17	3668	17	116	3.3	
2	3003	15	3113	14	110	3.7	3231	18	3344	18	113	3.5	3569	16	3685	16	116	3.3	
3	3018	14	3127	14	109	3.6	3249	17	3362	17	113	3.5	3585	16	3701	16	116	3.2	
4	3032	14	3141	14	109	3.6	3266	17	3379	17	113	3.5	3601	16	3717	16	116	3.2	
5	3046	11	3155	11	109	3.6	3283	17	3396	17	113	3.4	3617	18	3733	18	116	3.2	
6	3057	10	3166	10	109	3.6	3300	17	3413	17	113	3.4	3635	15	3751	15	116	3.2	
7	3067	12	3176	12	109	3.6	3317	17	3430	16	113	3.4	3650	16	3766	16	116	3.2	
8	3079	12	3188	12	109	3.5	3334	16	3446	16	112	3.4	3666	14	3782	13	116	3.2	
9	3091	16	3200	16	109	3.5	3350	17	3462	17	112	3.3	3680	16	3795	16	115	3.1	
10	3107	16	3216	16	109	3.5	3367	17	3479	17	112	3.3	3696	16	3811	16	115	3.1	
11	3123	16	3232	16	109	3.5	3384	16	3496	16	112	3.3	3712	15	3827	15	115	3.1	
12	3139	15	3248	14	109	3.5	3400	15	3512	15	112	3.3	3727	19	3842	19	115	3.1	
13	3154	16	3262	16	108	3.4	3415	16	3527	16	112	3.3	3746	19	3861	19	115	3.1	
14	3170	16	3278	16	108	3.4	3431	16	3543	16	112	3.3	3765	19	3880	19	115	3.1	
15	3186	16	3294	16	108	3.4	3447	15	3559	15	112	3.2	3784	18	3899	18	115	3.0	
16	3202	15	3310	14	108	3.4	3462	14	3574	14	112	3.2	3802	15	3917	15	115	3.0	
17	3217	17	3324	17	107	3.3	3476	17	3588	17	112	3.2	3817	18	3932	18	115	3.0	
18	3234	16	3341	16	107	3.3	3493	16	3605	16	112	3.2	3835	17	3950	17	115	3.0	
19	3250	16	3357	16	107	3.3	3509	16	3621	16	112	3.2	3852	16	3967	16	115	3.0	
20	3266	14	3373	14	107	3.3	3525	12	3637	11	112	3.2	3868	17	3983	17	115	3.0	
21	3280	17	3387	17	107	3.3	3537	15	3648	15	111	3.1	3885	14	4000	14	115	3.0	
22	3297	17	3404	17	107	3.2	3552	15	3663	15	111	3.1	3899	14	4014	14	115	2.9	
23	3314	16	3421	16	107	3.2	3567	15	3678	15	111	3.1	3913	14	4028	14	115	2.9	
24	3330	12	3437	12	107	3.2	3582	17	3693	17	111	3.1	3927	14	4042	14	115	2.9	
25	3342	19	3449	19	107	3.2	3599	18	3710	18	111	3.1	3941	12	4056	12	115	2.9	
26	3361	17	3468	17	107	3.2	3617	17	3728	16	111	3.1	3953	12	4068	12	115	2.9	
27	3378	16	3485	16	107	3.2	3634	17	3744	17	110	3.0	3965	10	4080	10	115	2.9	
28	3394	15	3501	15	107	3.2	3651	14	3761	14	110	3.0	3975	11	4090	11	115	2.9	
29	3409	16	3516	16	107	3.1	3665	13	3775	13	110	3.0	3986	12	4101	12	115	2.9	
30	3425	16	3532	16	107	3.1	3678	12	3788	12	110	3.0	3998	11	4113	11	115	2.9	
31	3441	16	3548	16	107	3.1	3690	14	3800	14	110	3.0	4009	11	4124	11	115	2.9	
32	3457	17	3564	17	107	3.1	3704	11	3814	11	110	3.0	4020	7	4135	7	115	2.9	
33	3474	18	3581	18	107	3.1	3715	9	3825	9	110	3.0	4027	7	4142	7	115	2.9	
34	3492	18	3599	18	107	3.1	3724	10	3834	10	110	3.0	4034	7	4149	6	115	2.9	
35	3510	18	3617	18	107	3.0	3734	11	3844	10	110	2.9	4041	7	4155	7	114	2.8	
36	3528	15	3635	15	107	3.0	3745	8	3854	8	109	2.9	4048	6	4162	6	114	2.8	
37	3543	14	3650	14	107	3.0	3753	9	3862	9	109	2.9	4054	6	4168	6	114	2.8	
38	3557	14	3664	14	107	3.0	3762	9	3871	9	109	2.9	4060	5	4174	5	114	2.8	
39	3571	14	3678	14	107	3.0	3771	8	3880	8	109	2.9	4065	4	4179	4	114	2.8	
40	3585	15	3692	15	107	3.0	3779	8	3888	8	109	2.9	4069	4	4183	4	114	2.8	
41	3600	8	3707	8	107	3.0	3787	8	3896	8	109	2.9	4073	2	4187	2	114	2.8	
42	3608	10	3715	9	107	3.0	3795	8	3904	8	109	2.9	4075	3	4189	3	114	2.8	
43	3618	10	3724	10	106	2.9	3803	7	3912	7	109	2.9	4078	3	4192	3	114	2.8	
44	3628	9	3734	9	106	2.9	3810	7	3919	7	109	2.9	4081	3	4195	3	114	2.8	
45	3637	11	3743	11	106	2.9	3817	7	3926	7	109	2.9	4084	3	4198	3	114	2.8	
46	3648	9	3754	9	106	2.9	3824	7	3933	7	109	2.9	4087	3	4201	3	114	2.8	
47	3657	10	3763	10	106	2.9	3831	7	3940	7	109	2.8	4090	3	4204	3	114	2.8	
48	3667	9	3773	9	106	2.9	3838	5	3947	5	109	2.8	4093	2	4207	2	114	2.8	
49	3676	7	3782	7	106	2.9	3843	6	3952	6	109	2.8	4095	3	4209	3	114	2.8	
50	3683	7	3789	7	106	2.9	3849	6	3958	6	109	2.8	4098	3	4212	2	114	2.8	
51	3690	6	3796	6	106	2.9	3855	7	3964	7	109	2.8	4101	3	4214	3	113	2.8	
52	3696	4	3802	4	106	2.9	3862	4	3971	4	109	2.8	4104	2	4217	2	113	2.8	
53	3700	6	3806	6	106	2.9	3866	6	3975	6	109	2.8	4106	3	4219	3	113	2.8	
54	3706	7	3812	6	106	2.9	3872	6	3981	6	109	2.8	4109	3	4222	3	113	2.8	
55	3713	7	3818	7	105	2.8	3878	5	3987	5	109	2.8	4112	3	4225	3	113	2.7	
56	3720	3	3825	3	105	2.8	3883	4	3992	4	109	2.8	4115	2	4228	2	113	2.7	
57	3723	7	3828	7	105	2.8	3887	6	3996	6	109	2.8	4117	3	4230	3	113	2.7	
58	3730	7	3835	7	105	2.8	3893	6	4002	6	109	2.8	4120	3	4233	3	113	2.7	
59	3737	6	3842	6	105	2.8	3899	5	4008	5	109	2.8	4123	2	4236	2	113	2.7	
60	3743	3	3848	3	105	2.8	3904	4	4013	4	109	2.8	4125	2	4238	2	113	2.7	
61	3746	5	3851	5	105	2.8	3908	5	4017	5	109	2.8	4127	3	4240	3	113	2.7	
62	3751	6	3856	6	105	2.8	3913	5	4022	5	109	2.8	4130	3	4243	3	113	2.7	
63	3757	6	3862	6	105	2.8	3918	6	4027	6	109	2.8	4133	2	4246	2	113	2.7	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(参考)

行政職給料表の給料月額対照表

職員の区分	号給	4級						5級						6級					
		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定	
		月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %	月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %	月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %
64	3763	3	3868	3	105	2.8	3924	3	4033	3	109	2.8	4135	2	4248	2	113	2.7	
65	3766	6	3871	6	105	2.8	3927	4	4036	4	109	2.8	4137	3	4250	3	113	2.7	
66	3772	7	3877	7	105	2.8	3931	4	4040	3	109	2.8	4140	3	4253	3	113	2.7	
67	3779	6	3884	6	105	2.8	3935	4	4043	4	108	2.7	4143	2	4256	2	113	2.7	
68	3785	4	3890	4	105	2.8	3939	3	4047	3	108	2.7	4145	2	4258	2	113	2.7	
69	3789	5	3894	5	105	2.8	3942	3	4050	3	108	2.7	4147	3	4260	3	113	2.7	
70	3794	6	3899	6	105	2.8	3945	3	4053	3	108	2.7	4150	3	4263	3	113	2.7	
71	3800	5	3905	5	105	2.8	3948	2	4056	2	108	2.7	4153	2	4266	2	113	2.7	
72	3805	5	3910	5	105	2.8	3950	2	4058	2	108	2.7	4155	2	4268	2	113	2.7	
73	3810	6	3915	6	105	2.8	3952	3	4060	3	108	2.7	4157		4270		113	2.7	
74	3816	5	3921	4	105	2.8	3955	3	4063	3	108	2.7							
75	3821	3	3925	3	104	2.7	3958	2	4066	2	108	2.7							
76	3824	4	3928	4	104	2.7	3960	2	4068	2	108	2.7							
77	3828	5	3932	5	104	2.7	3962	3	4070	3	108	2.7							
78	3833	4	3937	4	104	2.7	3965	3	4073	3	108	2.7							
79	3837	4	3941	4	104	2.7	3968	2	4076	2	108	2.7							
80	3841	4	3945	4	104	2.7	3970	2	4078	2	108	2.7							
81	3845	5	3949	5	104	2.7	3972	3	4080	3	108	2.7							
82	3850	4	3954	4	104	2.7	3975	3	4083	3	108	2.7							
83	3854	4	3958	4	104	2.7	3978	2	4086	2	108	2.7							
84	3858	3	3962	3	104	2.7	3980	2	4088	2	108	2.7							
85	3861		3965		104	2.7	3982		4090		108	2.7							
86																			
87																			
88																			
89																			
90																			
91																			
92																			
93																			
94																			
95																			
96																			
97																			
98																			
99																			
100																			
101																			
102																			
103																			
104																			
105																			
106																			
107																			
108																			
109																			
110																			
111																			
112																			
113																			
114																			
115																			
116																			
117																			
118																			
119																			
120																			
121																			
122																			
123																			
124																			
125																			
定年前再任用短時間勤務職員	現基準給料		新基準給料		改定		現基準給料		新基準給料		改定		現基準給料		新基準給料		改定		
	月額	間差	月額	間差	額	率	月額	間差	月額	間差	額	率	月額	間差	月額	間差	額	率	
	2797		2901		104	3.7	2949		3057		108	3.7	3206		3319		113	3.5	

(参 考)

行政職給料表の給料月額対照表

職員の 区分	号 給	7級						8級					
		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定	
		月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %	月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %
	1	4083	19	4207	19	124	3.0	4583	55	4719	53	136	3.0
	2	4102	19	4226	19	124	3.0	4638	50	4772	49	134	2.9
	3	4121	18	4245	18	124	3.0	4688	47	4821	46	133	2.8
	4	4139	18	4263	18	124	3.0	4735	40	4867	40	132	2.8
	5	4157	18	4281	18	124	3.0	4775	35	4907	34	132	2.8
	6	4175	18	4299	18	124	3.0	4810	30	4941	29	131	2.7
	7	4193	18	4317	18	124	3.0	4840	25	4970	25	130	2.7
	8	4211	16	4335	16	124	2.9	4865	20	4995	20	130	2.7
	9	4227	15	4351	15	124	2.9	4885		5015		130	2.7
	10	4242	15	4366	15	124	2.9						
	11	4257	15	4381	15	124	2.9						
	12	4272	15	4396	15	124	2.9						
	13	4287	13	4411	13	124	2.9						
	14	4300	13	4424	13	124	2.9						
	15	4313	12	4437	12	124	2.9						
	16	4325	12	4449	12	124	2.9						
	17	4337	13	4461	13	124	2.9						
	18	4350	13	4474	13	124	2.9						
	19	4363	12	4487	12	124	2.8						
	20	4375	12	4499	12	124	2.8						
	21	4387	8	4511	8	124	2.8						
	22	4395	8	4519	8	124	2.8						
	23	4403	8	4527	8	124	2.8						
	24	4411	6	4535	6	124	2.8						
	25	4417	6	4541	6	124	2.8						
	26	4423	6	4547	6	124	2.8						
	27	4429	6	4553	6	124	2.8						
	28	4435	7	4559	7	124	2.8						
	29	4442	8	4566	8	124	2.8						
	30	4450	4	4574	4	124	2.8						
	31	4454	7	4578	7	124	2.8						
	32	4461	5	4585	5	124	2.8						
	33	4466	4	4590	4	124	2.8						
	34	4470	4	4594	4	124	2.8						
	35	4474	4	4598	4	124	2.8						
	36	4478	4	4602	4	124	2.8						
	37	4482	4	4606	3	124	2.8						
	38	4486	4	4609	3	123	2.7						
	39	4490	3	4612	3	122	2.7						
	40	4493	3	4615	3	122	2.7						
	41	4496	4	4618	3	122	2.7						
	42	4500	3	4621	3	121	2.7						
	43	4503	3	4624	3	121	2.7						
	44	4506	3	4627	3	121	2.7						
	45	4509		4630		121	2.7						
	46												
	47												
	48												
	49												
	50												
	51												
	52												
	53												
	54												
	55												
	56												
	57												
	58												
	59												
	60												
	61												
	62												
	63												

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(参 考)

行政職給料表の給料月額対照表

職員の 区分	号 給	7級						8級					
		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定	
		月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %	月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %
	64												
	65												
	66												
	67												
	68												
	69												
	70												
	71												
	72												
	73												
	74												
	75												
	76												
	77												
	78												
	79												
	80												
	81												
	82												
	83												
	84												
	85												
	86												
	87												
	88												
	89												
	90												
	91												
	92												
	93												
	94												
	95												
	96												
	97												
	98												
	99												
	100												
	101												
	102												
	103												
	104												
	105												
	106												
	107												
	108												
	109												
	110												
	111												
	112												
	113												
	114												
	115												
	116												
	117												
	118												
	119												
	120												
	121												
	122												
	123												
	124												
	125												
定年前再任 用短時間勤 務職員		現基準給料		新基準給料		改定		現基準給料		新基準給料		改定	
		月額	間差	月額	間差	額	率	月額	間差	月額	間差	額	率
		3627		3748		121	3.3	3962		4092		130	3.3

(参考)

労務職給料表の給料月額対照表

職員の 区分	号 給	1級						2級						3級					
		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定	
		月額	間差	月額	間差	額	率	月額	間差	月額	間差	額	率	月額	間差	月額	間差	額	率
百円	百円	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円	%
	1	1857	17	1982	17	125	6.7	2277	8	2404	8	127	5.6	2476	11	2604	9	128	5.2
	2	1874	17	1999	17	125	6.7	2285	8	2412	8	127	5.6	2487	10	2613	9	126	5.1
	3	1891	17	2016	17	125	6.6	2293	8	2420	7	127	5.5	2497	10	2622	9	125	5.0
	4	1908	17	2033	17	125	6.6	2301	7	2427	7	126	5.5	2507	10	2631	10	124	4.9
	5	1925	17	2050	17	125	6.5	2308	8	2434	7	126	5.5	2517	12	2641	9	124	4.9
	6	1942	16	2067	16	125	6.4	2316	8	2441	8	125	5.4	2529	11	2650	10	121	4.8
	7	1958	16	2083	16	125	6.4	2324	8	2449	7	125	5.4	2540	10	2660	9	120	4.7
	8	1974	16	2099	16	125	6.3	2332	8	2456	8	124	5.3	2550	11	2669	9	119	4.7
	9	1990	15	2115	15	125	6.3	2340	7	2464	7	124	5.3	2561	10	2678	8	117	4.6
	10	2005	15	2130	15	125	6.2	2347	7	2471	7	124	5.3	2571	9	2686	7	115	4.5
	11	2020	15	2145	14	125	6.2	2354	7	2478	6	124	5.3	2580	5	2693	4	113	4.4
	12	2035	15	2159	14	124	6.1	2361	7	2484	7	123	5.2	2585	6	2697	6	112	4.3
	13	2050	15	2173	15	123	6.0	2368	6	2491	4	123	5.2	2591	4	2703	4	112	4.3
	14	2065	15	2188	15	123	6.0	2374	6	2495	5	121	5.1	2595	4	2707	4	112	4.3
	15	2080	15	2203	15	123	5.9	2380	6	2500	4	120	5.0	2599	5	2711	4	112	4.3
	16	2095	15	2218	14	123	5.9	2386	6	2504	5	118	4.9	2604	5	2715	4	111	4.3
	17	2110	14	2232	14	122	5.8	2392	6	2509	4	117	4.9	2609	5	2719	5	110	4.2
	18	2124	14	2246	14	122	5.7	2398	6	2513	5	115	4.8	2614	5	2724	5	110	4.2
	19	2138	14	2260	14	122	5.7	2404	5	2518	4	114	4.7	2619	6	2729	6	110	4.2
	20	2152	14	2274	14	122	5.7	2409	5	2522	3	113	4.7	2625	8	2735	7	110	4.2
	21	2166	11	2288	10	122	5.6	2414	5	2525	3	111	4.6	2633	6	2742	6	109	4.1
	22	2177	11	2298	11	121	5.6	2419	5	2528	3	109	4.5	2639	6	2748	6	109	4.1
	23	2188	11	2309	11	121	5.5	2424	5	2531	3	107	4.4	2645	8	2754	8	109	4.1
	24	2199	10	2320	10	121	5.5	2429	5	2534	5	105	4.3	2653	8	2762	8	109	4.1
	25	2209	9	2330	8	121	5.5	2434	5	2539	5	105	4.3	2661	7	2770	7	109	4.1
	26	2218	9	2338	9	120	5.4	2439	4	2544	4	105	4.3	2668	6	2777	5	109	4.1
	27	2227	9	2347	8	120	5.4	2443	5	2548	5	105	4.3	2674	8	2782	7	108	4.0
	28	2236	9	2355	9	119	5.3	2448	6	2553	5	105	4.3	2682	8	2789	8	107	4.0
	29	2245	8	2364	8	119	5.3	2454	5	2558	5	104	4.2	2690	7	2797	7	107	4.0
	30	2253	8	2372	8	119	5.3	2459	5	2563	4	104	4.2	2697	7	2804	7	107	4.0
	31	2261	8	2380	8	119	5.3	2464	4	2567	4	103	4.2	2704	7	2811	6	107	4.0
	32	2269	8	2388	8	119	5.2	2468	4	2571	3	103	4.2	2711	7	2817	7	106	3.9
	33	2277	7	2396	5	119	5.2	2472	5	2574	5	102	4.1	2718	7	2824	7	106	3.9
	34	2284	7	2401	5	117	5.1	2477	5	2579	5	102	4.1	2725	7	2831	7	106	3.9
	35	2291	7	2406	5	115	5.0	2482	4	2584	4	102	4.1	2732	7	2838	6	106	3.9
	36	2298	7	2411	6	113	4.9	2486	4	2588	4	102	4.1	2739	7	2844	6	105	3.8
	37	2305	6	2417	5	112	4.9	2490	5	2592	5	102	4.1	2746	7	2850	7	104	3.8
	38	2311	6	2422	5	111	4.8	2495	5	2597	4	102	4.1	2753	6	2857	6	104	3.8
	39	2317	6	2427	5	110	4.7	2500	4	2601	4	101	4.0	2759	6	2863	5	104	3.8
	40	2323	7	2432	5	109	4.7	2504	4	2605	4	101	4.0	2765	5	2868	4	103	3.7
	41	2330	5	2437	3	107	4.6	2508	5	2609	4	101	4.0	2770	5	2872	5	102	3.7
	42	2335	5	2440	3	105	4.5	2513	5	2613	5	100	4.0	2775	5	2877	4	102	3.7
	43	2340	5	2443	4	103	4.4	2518	4	2618	3	100	4.0	2780	5	2881	4	101	3.6
	44	2345	5	2447	4	102	4.3	2522	4	2621	3	99	3.9	2785	5	2885	5	100	3.6
	45	2350	4	2451	4	101	4.3	2526	4	2624	4	98	3.9	2790	5	2890	5	100	3.6
	46	2354	4	2455	4	101	4.3	2530	4	2628	4	98	3.9	2795	5	2895	5	100	3.6
	47	2358	4	2459	4	101	4.3	2534	4	2632	3	98	3.9	2800	4	2900	3	100	3.6
	48	2362	4	2463	3	101	4.3	2538	4	2635	4	97	3.8	2804	4	2903	4	99	3.5
	49	2366	3	2466	3	100	4.2	2542	4	2639	4	97	3.8	2808	5	2907	4	99	3.5
	50	2369	3	2469	3	100	4.2	2546	4	2643	3	97	3.8	2813	4	2911	4	98	3.5
	51	2372	3	2472	3	100	4.2	2550	4	2646	3	96	3.8	2817	5	2915	5	98	3.5
	52	2375	3	2475	2	100	4.2	2554	4	2649	4	95	3.7	2822	4	2920	3	98	3.5
	53	2378	3	2477	3	99	4.2	2558	4	2653	3	95	3.7	2826	5	2923	4	97	3.4
	54	2381	3	2480	3	99	4.2	2562	4	2656	3	94	3.7	2831	5	2927	5	96	3.4
	55	2384	3	2483	3	99	4.2	2566	4	2659	4	93	3.6	2836	5	2932	5	96	3.4
	56	2387	2	2486	2	99	4.1	2570	3	2663	3	93	3.6	2841	5	2937	4	96	3.4
	57	2389	3	2488	3	99	4.1	2573	4	2666	3	93	3.6	2846	6	2941	6	95	3.3
	58	2392	3	2491	3	99	4.1	2577	4	2669	3	92	3.6	2852	6	2947	5	95	3.3
	59	2395	2	2494	2	99	4.1	2581	3	2672	3	91	3.5	2858	6	2952	6	94	3.3
	60	2397	2	2496	2	99	4.1	2584	3	2675	3	91	3.5	2864	6	2958	6	94	3.3
	61	2399	3	2498	3	99	4.1	2587	4	2678	3	91	3.5	2870	6	2964	5	94	3.3
	62	2402	3	2501	3	99	4.1	2591	4	2681	3	90	3.5	2876	6	2969	6	93	3.2
	63	2405	2	2504	2	99	4.1	2595	3	2684	3	89	3.4	2882	6	2975	5	93	3.2
	64	2407	2	2506	2	99	4.1	2598	3	2687	2	89	3.4	2888	5	2980	5	92	3.2
	65	2409	3	2508	3	99	4.1	2601	3	2689	3	88	3.4	2893	5	2985	5	92	3.2
	66	2412	3	2511	3	99	4.1	2604	3	2692	3	88	3.4	2898	5	2990	5	92	3.2
	67	2415	2	2514	2	99	4.1	2607	2	2695	2	88	3.4	2903	5	2995	5	92	3.2
	68	2417	2	2516	2	99	4.1	2609	2	2697	2	88	3.4	2908	5	3000	4	92	3.2
	69	2419	3	2518	3	99	4.1	2611	3	2699	3	88	3.4	2913	5	3004	4	91	3.1

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(参考)

労務職給料表の給料月額対照表

職員の 区分	号 給	1級						2級						3級					
		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定	
		月額	間差	月額	間差	額	率	月額	間差	月額	間差	額	率	月額	間差	月額	間差	額	率
		百円	百円	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	百円	百円	百円
	70	2422	3	2521	3	99	4.1	2614	3	2702	3	88	3.4	2918	4	3008	4	90	3.1
	71	2425	2	2524	2	99	4.1	2617	2	2705	2	88	3.4	2922	4	3012	4	90	3.1
	72	2427	2	2526	2	99	4.1	2619	2	2707	2	88	3.4	2926	4	3016	4	90	3.1
	73	2429	3	2528	3	99	4.1	2621	3	2709	3	88	3.4	2930	4	3020	3	90	3.1
	74	2432	3	2531	3	99	4.1	2624	3	2712	3	88	3.4	2934	4	3023	4	89	3.0
	75	2435	2	2534	2	99	4.1	2627	2	2715	2	88	3.3	2938	4	3027	4	89	3.0
	76	2437	2	2536	2	99	4.1	2629	2	2717	2	88	3.3	2942	4	3031	4	89	3.0
	77	2439	3	2538	3	99	4.1	2631	3	2719	3	88	3.3	2946	4	3035	4	89	3.0
	78	2442	3	2541	3	99	4.1	2634	3	2722	3	88	3.3	2950	4	3039	4	89	3.0
	79	2445	2	2544	2	99	4.0	2637	2	2725	2	88	3.3	2954	5	3043	4	89	3.0
	80	2447	2	2546	2	99	4.0	2639	2	2727	2	88	3.3	2959	3	3047	3	88	3.0
	81	2449	3	2548	3	99	4.0	2641	3	2729	3	88	3.3	2962	5	3050	5	88	3.0
	82	2452	2	2551	2	99	4.0	2644	3	2732	3	88	3.3	2967	5	3055	4	88	3.0
	83	2454	3	2553	3	99	4.0	2647	2	2735	2	88	3.3	2972	5	3059	5	87	2.9
	84	2457	2	2556	2	99	4.0	2649	2	2737	2	88	3.3	2977	3	3064	3	87	2.9
	85	2459	2	2558	2	99	4.0	2651	2	2739	2	88	3.3	2980	5	3067	5	87	2.9
	86	2461	3	2560	3	99	4.0	2653	3	2741	3	88	3.3	2985	5	3072	5	87	2.9
	87	2464	3	2563	3	99	4.0	2656	3	2744	3	88	3.3	2990	3	3077	3	87	2.9
	88	2467	2	2566	2	99	4.0	2659	2	2747	2	88	3.3	2993	4	3080	4	87	2.9
	89	2469	3	2568	3	99	4.0	2661	2	2749	2	88	3.3	2997	5	3084	5	87	2.9
	90	2472	3	2571	3	99	4.0	2663	3	2751	3	88	3.3	3002	5	3089	5	87	2.9
	91	2475	2	2574	2	99	4.0	2666	2	2754	2	88	3.3	3007	5	3094	5	87	2.9
	92	2477	2	2576	2	99	4.0	2668	3	2756	3	88	3.3	3012	3	3099	3	87	2.9
	93	2479	3	2578	3	99	4.0	2671	3	2759	3	88	3.3	3015	4	3102	4	87	2.9
	94	2482	3	2581	3	99	4.0	2674	3	2762	3	88	3.3	3019	5	3106	4	87	2.9
	95	2485	2	2584	2	99	4.0	2677	2	2765	2	88	3.3	3024	5	3110	5	86	2.8
	96	2487	2	2586	2	99	4.0	2679	2	2767	2	88	3.3	3029	4	3115	4	86	2.8
	97	2489	3	2588	3	99	4.0	2681	3	2769	3	88	3.3	3033	4	3119	4	86	2.8
	98	2492	3	2591	3	99	4.0	2684	2	2772	2	88	3.3	3037	3	3123	3	86	2.8
	99	2495	2	2594	2	99	4.0	2686	3	2774	3	88	3.3	3040	3	3126	3	86	2.8
	100	2497	2	2596	2	99	4.0	2689	2	2777	2	88	3.3	3043	3	3129	3	86	2.8
	101	2499	3	2598	3	99	4.0	2691	2	2779	2	88	3.3	3046	4	3132	4	86	2.8
	102	2502	3	2601	3	99	4.0	2693	3	2781	3	88	3.3	3050	3	3136	3	86	2.8
	103	2505	2	2604	2	99	4.0	2696	3	2784	3	88	3.3	3053	4	3139	4	86	2.8
	104	2507	2	2606	2	99	3.9	2699	2	2787	2	88	3.3	3057	3	3143	3	86	2.8
	105	2509		2608		99	3.9	2701	2	2789	2	88	3.3	3060	4	3146	4	86	2.8
	106							2703	3	2791	3	88	3.3	3064	4	3150	4	86	2.8
	107							2706	2	2794	2	88	3.3	3068	3	3154	2	86	2.8
	108							2708	3	2796	3	88	3.2	3071	2	3156	2	85	2.8
	109							2711	3	2799	3	88	3.2	3073	3	3158	3	85	2.8
	110							2714	3	2802	3	88	3.2	3076	3	3161	3	85	2.8
	111							2717	2	2805	2	88	3.2	3079	2	3164	2	85	2.8
	112							2719	2	2807	2	88	3.2	3081	2	3166	2	85	2.8
	113							2721	3	2809	3	88	3.2	3083	3	3168	3	85	2.8
	114							2724	2	2812	2	88	3.2	3086	3	3171	3	85	2.8
	115							2726	2	2814	2	88	3.2	3089	2	3174	2	85	2.8
	116							2728	3	2816	3	88	3.2	3091	2	3176	2	85	2.7
	117							2731	3	2819	3	88	3.2	3093	3	3178	3	85	2.7
	118							2734	3	2822	3	88	3.2	3096	3	3181	3	85	2.7
	119							2737	2	2825	2	88	3.2	3099	2	3184	2	85	2.7
	120							2739	2	2827	2	88	3.2	3101	2	3186	2	85	2.7
	121							2741	2	2829	2	88	3.2	3103	3	3188	3	85	2.7
	122							2743	3	2831	3	88	3.2	3106	3	3191	3	85	2.7
	123							2746	3	2834	3	88	3.2	3109	2	3194	2	85	2.7
	124							2749	2	2837	2	88	3.2	3111	2	3196	2	85	2.7
	125							2751	2	2839	2	88	3.2	3113	3	3198	3	85	2.7
	126							2753	3	2841	3	88	3.2	3116	3	3201	3	85	2.7
	127							2756	3	2844	3	88	3.2	3119	2	3204	2	85	2.7
	128							2759	2	2847	2	88	3.2	3121	2	3206	2	85	2.7
	129							2761	2	2849	2	88	3.2	3123		3208		85	2.7
	130							2763	3	2851	3	88	3.2						
	131							2766	3	2854	3	88	3.2						
	132							2769	2	2857	2	88	3.2						
	133							2771	2	2859	2	88	3.2						
	134							2773	3	2861	3	88	3.2						
	135							2776	3	2864	3	88	3.2						
	136							2779	2	2867	2	88	3.2						
	137							2781		2869		88	3.2						
定年前再任用短時間勤務職員		現基準給料		新基準給料		改定		現基準給料		新基準給料		改定		現基準給料		新基準給料		改定	
		月額	間差	月額	間差	額	率	月額	間差	月額	間差	額	率	月額	間差	月額	間差	額	率
		1979		2062		83	4.2	2090		2173		83	4.0	2275		2359		84	3.7

(参考)

## 労務職給料表の給料月額対照表

職員の 区分	号 給	4級						5級					
		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定	
		月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %	月額 百円	間差 百円	月額 百円	間差 百円	額 百円	率 %
	1	2804	7	2916	7	112	4.0	3081	14	3190	13	109	3.5
	2	2811	7	2923	7	112	4.0	3095	13	3203	13	108	3.5
	3	2818	7	2930	5	112	4.0	3108	12	3216	12	108	3.5
	4	2825	6	2935	6	110	3.9	3120	10	3228	9	108	3.5
	5	2831	6	2941	6	110	3.9	3130	12	3237	12	107	3.4
	6	2837	6	2947	6	110	3.9	3142	12	3249	12	107	3.4
	7	2843	6	2953	5	110	3.9	3154	11	3261	11	107	3.4
	8	2849	6	2958	5	109	3.8	3165	11	3272	10	107	3.4
	9	2855	6	2963	6	108	3.8	3176	11	3282	10	106	3.3
	10	2861	6	2969	6	108	3.8	3187	11	3292	11	105	3.3
	11	2867	5	2975	4	108	3.8	3198	11	3303	11	105	3.3
	12	2872	5	2979	4	107	3.7	3209	10	3314	10	105	3.3
	13	2877	5	2983	5	106	3.7	3219	11	3324	10	105	3.3
	14	2882	5	2988	4	106	3.7	3230	11	3334	11	104	3.2
	15	2887	4	2992	3	105	3.6	3241	11	3345	11	104	3.2
	16	2891	4	2995	4	104	3.6	3252	10	3356	10	104	3.2
	17	2895	4	2999	4	104	3.6	3262	11	3366	11	104	3.2
	18	2899	4	3003	4	104	3.6	3273	11	3377	11	104	3.2
	19	2903	4	3007	3	104	3.6	3284	10	3388	10	104	3.2
	20	2907	4	3010	3	103	3.5	3294	10	3398	10	104	3.2
	21	2911	4	3013	4	102	3.5	3304	10	3408	10	104	3.1
	22	2915	4	3017	4	102	3.5	3314	10	3418	9	104	3.1
	23	2919	4	3021	3	102	3.5	3324	10	3427	10	103	3.1
	24	2923	4	3024	3	101	3.5	3334	10	3437	10	103	3.1
	25	2927	4	3027	4	100	3.4	3344	9	3447	9	103	3.1
	26	2931	4	3031	3	100	3.4	3353	11	3456	10	103	3.1
	27	2935	4	3034	4	99	3.4	3364	10	3466	10	102	3.0
	28	2939	4	3038	3	99	3.4	3374	10	3476	10	102	3.0
	29	2943	5	3041	5	98	3.3	3384	10	3486	10	102	3.0
	30	2948	5	3046	4	98	3.3	3394	10	3496	10	102	3.0
	31	2953	5	3050	5	97	3.3	3404	9	3506	9	102	3.0
	32	2958	5	3055	5	97	3.3	3413	9	3515	9	102	3.0
	33	2963	5	3060	4	97	3.3	3422	9	3524	9	102	3.0
	34	2968	5	3064	5	96	3.2	3431	9	3533	8	102	3.0
	35	2973	5	3069	5	96	3.2	3440	9	3541	9	101	2.9
	36	2978	5	3074	5	96	3.2	3449	9	3550	9	101	2.9
	37	2983	7	3079	6	96	3.2	3458	10	3559	10	101	2.9
	38	2990	6	3085	6	95	3.2	3468	10	3569	10	101	2.9
	39	2996	7	3091	7	95	3.2	3478	9	3579	9	101	2.9
	40	3003	6	3098	5	95	3.2	3487	9	3588	9	101	2.9
	41	3009	6	3103	5	94	3.1	3496	9	3597	9	101	2.9
	42	3015	6	3108	6	93	3.1	3505	9	3606	9	101	2.9
	43	3021	5	3114	5	93	3.1	3514	8	3615	8	101	2.9
	44	3026	5	3119	5	93	3.1	3522	8	3623	8	101	2.9
	45	3031	6	3124	5	93	3.1	3530	8	3631	8	101	2.9
	46	3037	6	3129	6	92	3.0	3538	8	3639	8	101	2.9
	47	3043	6	3135	6	92	3.0	3546	7	3647	7	101	2.8
	48	3049	6	3141	6	92	3.0	3553	7	3654	7	101	2.8
	49	3055	7	3147	7	92	3.0	3560	8	3661	8	101	2.8
	50	3062	7	3154	7	92	3.0	3568	8	3669	8	101	2.8
	51	3069	7	3161	7	92	3.0	3576	6	3677	6	101	2.8
	52	3076	6	3168	6	92	3.0	3582	7	3683	7	101	2.8
	53	3082	7	3174	7	92	3.0	3589	6	3690	6	101	2.8
	54	3089	7	3181	6	92	3.0	3595	7	3696	7	101	2.8
	55	3096	6	3187	6	91	2.9	3602	7	3703	7	101	2.8
	56	3102	6	3193	6	91	2.9	3609	6	3710	6	101	2.8
	57	3108	7	3199	7	91	2.9	3615	5	3716	5	101	2.8
	58	3115	7	3206	7	91	2.9	3620	5	3721	5	101	2.8
	59	3122	6	3213	6	91	2.9	3625	5	3726	5	101	2.8
	60	3128	5	3219	5	91	2.9	3630	4	3731	4	101	2.8
	61	3133	5	3224	5	91	2.9	3634		3735		101	2.8
	62	3138	6	3229	6	91	2.9						
	63	3144	6	3235	6	91	2.9						
	64	3150	6	3241	6	91	2.9						
	65	3156	4	3247	4	91	2.9						
	66	3160	5	3251	4	91	2.9						
	67	3165	5	3255	5	90	2.8						
	68	3170	3	3260	3	90	2.8						
	69	3173	5	3263	5	90	2.8						

(参 考)

労務職給料表の給料月額対照表

職員 の 区分	号 給	4 級						5 級					
		現給料		新給料		改定		現給料		新給料		改定	
		月額	間差	月額	間差	額	率	月額	間差	月額	間差	額	率
	百円	百円	百円	百円	百円	%	百円	百円	百円	百円	百円	%	
	70	3178	5	3268	5	90	2.8						
	71	3183	4	3273	4	90	2.8						
	72	3187	2	3277	2	90	2.8						
	73	3189	3	3279	3	90	2.8						
	74	3192	2	3282	2	90	2.8						
	75	3194	3	3284	3	90	2.8						
	76	3197	3	3287	3	90	2.8						
	77	3200	3	3290	3	90	2.8						
	78	3203	3	3293	3	90	2.8						
	79	3206	2	3296	2	90	2.8						
	80	3208	2	3298	2	90	2.8						
	81	3210	3	3300	3	90	2.8						
	82	3213	3	3303	3	90	2.8						
	83	3216	2	3306	2	90	2.8						
	84	3218	2	3308	2	90	2.8						
	85	3220	3	3310	2	90	2.8						
	86	3223	3	3312	3	89	2.8						
	87	3226	3	3315	3	89	2.8						
	88	3229	2	3318	2	89	2.8						
	89	3231	3	3320	3	89	2.8						
	90	3234	3	3323	3	89	2.8						
	91	3237	2	3326	2	89	2.7						
	92	3239	2	3328	2	89	2.7						
	93	3241	3	3330	3	89	2.7						
	94	3244	3	3333	3	89	2.7						
	95	3247	2	3336	2	89	2.7						
	96	3249	2	3338	2	89	2.7						
	97	3251		3340		89	2.7						
	98												
	99												
	100												
	101												
	102												
	103												
	104												
	105												
	106												
	107												
	108												
	109												
	110												
	111												
	112												
	113												
	114												
	115												
	116												
	117												
	118												
	119												
	120												
	121												
	122												
	123												
	124												
	125												
	126												
	127												
	128												
	129												
	130												
	131												
	132												
	133												
	134												
	135												
	136												
	137												
定年前再任用短時間勤務職員		現基準給料		新基準給料		改定		現基準給料		新基準給料		改定	
		月額	間差	月額	間差	額	率	月額	間差	月額	間差	額	率
		2486		2578		92	3.7	2798		2902		104	3.7

(参 考)

## 令和7年給与勧告の概要

### 本年の給与勧告のポイント

～行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較～

【月例給】官民較差：15,014円（3.62%）を用いて引上げ改定

【ボーナス】0.05月分引上げ（年間：4.60月→4.65月）

【官民給与の比較方法の見直し】比較対象企業規模「50人以上」から「100人以上」に引上げ

### 本年の給与改定（勧告）

【月例給】本年4月分の民間給与を調査して官民比較【令和7年4月実施】

官民較差：15,014円（3.62%）

・採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

【総合職（大卒）】242,000円（+5.2% [+12,000円]）

【一般職（大卒）】232,000円（+5.5% [+12,000円]）

【一般職（高卒）】200,300円（+6.5% [+12,300円]）

・若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※行政職俸給表（一）の平均改定率は3.3%

※官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

【ボーナス】直近1年間（令和6年8月～令和7年7月）の民間の支給状況を調査して官民比較【令和7年4月実施】

年間4.60月分→4.65月分

・期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和7年度 期末手当	1.25月（支給済み）	1.275月（現行1.25月）
勤勉手当	1.05月（支給済み）	1.075月（現行1.05月）
8年度 期末手当	1.2625月	1.2625月
以降 勤勉手当	1.0625月	1.0625月

(参 考)

議案第1号～議案第3号  
 江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
 一部改正について等に関する参考資料

期末・勤勉手当支給割合一覧表

特別職（議会の議員、市長、副市長及び教育長）

年度	区分		6 月期	1 2 月期	年間支給割合
現行	議会の議員	期末手当	1.675月分	1.675月分	3.35月分
	上記以外		1.725月分	1.725月分	3.45月分
令和7年度	議会の議員	期末手当	1.675月分	1.725月分	3.40月分 (0.05月)
	上記以外		1.725月分	1.775月分	3.50月分 (0.05月)
令和8年度以降 (注)		期末手当	1.75月分	1.75月分	3.50月分

注：令和8年度の議会の議員に係る期末手当の支給割合は特例措置により、6月期1.70月分、12月期1.70月分、年間支給割合3.40月分

一般職

年度	区分	6 月期	1 2 月期	年間支給割合
現行	期末手当	1.25月分 〈 0.70月分 〉	1.25月分 〈 0.70月分 〉	2.50月分 〈 1.400月分 〉
	勤勉手当	1.05月分 〈 0.50月分 〉	1.05月分 〈 0.50月分 〉	2.10月分 〈 1.000月分 〉
	計	2.30月分 〈 1.20月分 〉	2.30月分 〈 1.20月分 〉	4.60月分 〈 2.40月分 〉
令和7年度	期末手当	1.25月分 〈 0.70月分 〉	1.275月分 〈 0.725月分 〉	2.525月分 (0.025月) 〈 1.425月分 〉 (0.025月)
	勤勉手当	1.05月分 〈 0.50月分 〉	1.075月分 〈 0.525月分 〉	2.125月分 (0.025月) 〈 1.025月分 〉 (0.025月)
	計	2.30月分 〈 1.20月分 〉	2.35月分 〈 1.25月分 〉	4.65月分 (0.05月) 〈 2.45月分 〉 (0.05月)
令和8年度以降	期末手当	1.2625月分 〈 0.7125月分 〉	1.2625月分 〈 0.7125月分 〉	2.525月分 〈 1.425月分 〉
	勤勉手当	1.0625月分 〈 0.5125月分 〉	1.0625月分 〈 0.5125月分 〉	2.125月分 〈 1.025月分 〉
	計	2.325月分 〈 1.225月分 〉	2.325月分 〈 1.225月分 〉	4.65月分 〈 2.45月分 〉

〈 〉 は、定年前再任用短時間勤務職員



令和8年議案第4号

令和7年度江南市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度江南市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 582,684千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,505,559千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月15日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 4,536,237	千円 527,910	千円 5,064,147
	1 地方交付税	4,536,237	527,910	5,064,147
15 国庫支出金		5,824,068	525	5,824,593
	1 国庫負担金	4,600,735	438	4,601,173
	2 国庫補助金	257,112	87	257,199
16 県支出金		2,793,606	11,036	2,804,642
	2 県補助金	778,752	11,036	789,788
19 繰入金		2,614,958	43,039	2,657,997
	1 基金繰入金	2,613,953	43,039	2,656,992
21 諸収入		1,679,945	174	1,680,119
	5 雑収入	1,430,240	174	1,430,414
歳入合計		39,922,875	582,684	40,505,559

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 263,846	千円 2,341	千円 266,187
	1 議会費	263,846	2,341	266,187
2 総務費		4,741,349	44,869	4,786,218
	1 総務管理費	3,818,475	28,059	3,846,534
	2 徴税費	559,540	9,559	569,099
	3 戸籍住民基本台帳費	240,976	6,725	247,701
	6 監査委員費	23,246	526	23,772
3 民生費		19,024,762	439,098	19,463,860
	1 社会福祉費	9,564,189	19,945	9,584,134
	2 児童福祉費	7,850,831	418,728	8,269,559
	3 生活保護費	1,596,051	425	1,596,476
4 衛生費		3,156,764	21,608	3,178,372
	1 保健衛生費	993,505	17,761	1,011,266
	2 清掃費	2,099,981	3,847	2,103,828
5 労働費		146,292	131	146,423
	1 労働費	146,292	131	146,423
6 農林水産業費		241,287	1,999	243,286

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 農 業 費	241,247	1,999	243,246
7 商 工 費		847,746	3,516	851,262
	1 商 工 費	847,746	3,516	851,262
8 土 木 費		2,563,799	15,436	2,579,235
	1 土 木 管 理 費	207,141	5,702	212,843
	3 河 川 費	275,426	1,227	276,653
	4 都 市 計 画 費	780,894	5,643	786,537
	6 下 水 道 費	621,938	2,864	624,802
9 消 防 費		1,311,977	25,784	1,337,761
	1 消 防 費	1,311,977	25,784	1,337,761
10 教 育 費		5,144,279	27,902	5,172,181
	1 教 育 総 務 費	520,974	17,103	538,077
	2 小 学 校 費	1,413,115	1,917	1,415,032
	3 中 学 校 費	763,065	950	764,015
	4 社 会 教 育 費	525,821	4,280	530,101
	5 保 健 体 育 費	1,921,304	3,652	1,924,956
歳 出 合 計		39,922,875	582,684	40,505,559

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
11 地方交付税	千円 4,536,237	千円 527,910	千円 5,064,147
15 国庫支出金	5,824,068	525	5,824,593
16 県支出金	2,793,606	11,036	2,804,642
19 繰入金	2,614,958	43,039	2,657,997
21 諸収入	1,679,945	174	1,680,119
歳入合計	39,922,875	582,684	40,505,559

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議会費	千円 263,846	千円 2,341	千円 266,187
2 総務費	4,741,349	44,869	4,786,218
3 民生費	19,024,762	439,098	19,463,860
4 衛生費	3,156,764	21,608	3,178,372
5 労働費	146,292	131	146,423
6 農林水産業費	241,287	1,999	243,286
7 商工費	847,746	3,516	851,262
8 土木費	2,563,799	15,436	2,579,235
9 消防費	1,311,977	25,784	1,337,761
10 教育費	5,144,279	27,902	5,172,181
歳出合計	39,922,875	582,684	40,505,559

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		174	2,341
			44,695
11,561			427,537
			21,608
			131
			1,999
			3,516
			15,436
			25,784
			27,902
11,561		174	570,949

## 2 歳 入

1 1 款 地方交付税  
1 9 款 繰入金

1 5 款 国庫支出金  
2 1 款 諸収入

1 6 款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
11	地方交付税	4,536,237	527,910	5,064,147
	1 地方交付税	4,536,237	527,910	5,064,147
	1 地方交付税	4,536,237	527,910	5,064,147
15	国庫支出金	5,824,068	525	5,824,593
	1 国庫負担金	4,600,735	438	4,601,173
	1 民生費国庫負担金	4,596,981	438	4,597,419
	2 国庫補助金	257,112	87	257,199
	2 民生費国庫補助金	140,801	87	140,888
16	県支出金	2,793,606	11,036	2,804,642
	2 県補助金	778,752	11,036	789,788
	2 民生費県補助金	613,881	11,036	624,917
19	繰入金	2,614,958	43,039	2,657,997
	1 基金繰入金	2,613,953	43,039	2,656,992
	1 基金繰入金	2,613,953	43,039	2,656,992
21	諸収入	1,679,945	174	1,680,119
	5 雑入	1,430,240	174	1,430,414
	2 雑入	1,393,124	174	1,393,298
	計	39,922,875	582,684	40,505,559

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 地方交付税	527,910	[財政課] 普通交付税	
1 社会福祉費 負担金	438	[地域ふくし課] 生活困窮者自立相談支援事業費負担金	
1 社会福祉費 補助金	87	[地域ふくし課] 地域生活支援事業費補助金	
1 社会福祉費 補助金	44	[地域ふくし課] 地域生活支援事業費補助金	
2 児童福祉費 補助金	10,992	[こども未来課] 保育所等給食費軽減対策支援金	
1 基金 繰入金	43,039	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
11 雑入	174	[防災安全課] 人件費負担金	

### 3 歳 出

1 款 議会費  
1 項 議会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 議会費	263,846	2,341	266,187				2,341	1報 酬	97
								2給 料	815
								3職 員等 手 当 等	1,310
								4共 済 費	119
計	263,846	2,341	266,187				2,341		

1-1-1 議会費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b>	
	2 給料	1,536
	一般職給	815
	3 職員手当等	617
	地域手当	57
	時間外勤務手当	42
	期末手当	275
	勤勉手当	243
	4 共済費	104
	職員共済組合負担金	
	<b>〔渉外・議員活動事業〕</b>	<b>805</b>
	・ 渉外事業	<b>144</b>
	1 報酬	97
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	32
	期末手当	18
	勤勉手当	14
	4 共済費	15
	社会保険料等	
	・ 議員活動事業	<b>661</b>
	3 職員手当等	
	議員期末手当	

歳出  
2款 総務費  
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 秘書 人事費	486,772	13,407	500,179				13,407	1報酬 5,320	2,691
								2給料 2,691	4,832
								3職員 手当等 4,832	564
								4共済費 564	

2-1-1 秘書人事費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>12,655</b>
1	報酬	4,754
	会計年度任用職員	
2	給料	2,691
	一般職給	
3	職員手当等	4,679
	地域手当	189
	通勤手当	3
	時間外勤務手当	165
	期末手当	991
	勤勉手当	753
	退職手当	2,578
4	共済費	531
	職員共済組合負担金	329
	社会保険料等	202
	<b>〔人事管理事業〕</b>	<b>298</b>
	・会計年度任用職員配置事業	
1	報酬	196
	会計年度任用職員	
3	職員手当等	89
	期末手当	47
	勤勉手当	42
4	共済費	13
	社会保険料等	
	<b>〔共済事務受託事業〕</b>	<b>164</b>
1	報酬	136
	会計年度任用職員	
3	職員手当等	20
	期末手当	13
	勤勉手当	7
4	共済費	8
	社会保険料等	
	<b>〔秘書・渉外関係事業〕</b>	<b>126</b>
	・秘書・渉外事業	
1	報酬	98
	会計年度任用職員	
3	職員手当等	24
	期末手当	14
	勤勉手当	10
4	共済費	4
	社会保険料等	

歳出  
2款 総務費  
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 企画費	1,240,708	2,825	1,243,533				2,825	2給料 1,496	1,496
								3職員 手当等 1,161	1,161
								4共済費 168	168
3 市民 生活費	37,309	611	37,920				611	1報酬 607	607
								3職員 手当等 2	2
								4共済費 2	2
5 財政費	871,585	2,586	874,171				2,586	2給料 1,341	1,341
								3職員 手当等 1,081	1,081
								4共済費 164	164

2-1-1 秘書人事費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<b>〔広報事業〕</b> <span style="float: right;"><b>164</b></span> 1 報酬 <span style="float: right;">136</span> 会計年度任用職員 3 職員手当等 <span style="float: right;">20</span> 期末手当 <span style="float: right;">13</span> 勤勉手当 <span style="float: right;">7</span> 4 共済費 <span style="float: right;">8</span> 社会保険料等	
<b>〔人件費等〕</b> <span style="float: right;"><b>2,825</b></span> 2 給料 <span style="float: right;">1,496</span> 一般職給 3 職員手当等 <span style="float: right;">1,161</span> 地域手当 <span style="float: right;">105</span> 時間外勤務手当 <span style="float: right;">182</span> 期末手当 <span style="float: right;">467</span> 勤勉手当 <span style="float: right;">407</span> 4 共済費 <span style="float: right;">168</span> 職員共済組合負担金	
<b>〔布袋ふれあい会館維持運営事業〕</b> <span style="float: right;"><b>137</b></span> ・布袋ふれあい会館運営事業 1 報酬 会計年度任用職員 <b>〔消費生活事業〕</b> <span style="float: right;"><b>2</b></span> ・消費生活講座事業 1 報酬 会計年度任用職員 <b>〔消費生活センター事業〕</b> <span style="float: right;"><b>398</b></span> 1 報酬 会計年度任用職員 <b>〔市民相談事業〕</b> <span style="float: right;"><b>74</b></span> ・市民相談員事業 1 報酬 <span style="float: right;">70</span> 会計年度任用職員 3 職員手当等 <span style="float: right;">2</span> 期末手当 4 共済費 <span style="float: right;">2</span> 社会保険料等	
<b>〔人件費等〕</b> <span style="float: right;"><b>2,586</b></span> 2 給料 <span style="float: right;">1,341</span> 一般職給 3 職員手当等 <span style="float: right;">1,081</span> 地域手当 <span style="float: right;">94</span> 時間外勤務手当 <span style="float: right;">161</span> 期末手当 <span style="float: right;">435</span> 勤勉手当 <span style="float: right;">391</span> 4 共済費 <span style="float: right;">164</span> 職員共済組合負担金	

歳 出  
 2款 総務費  
 1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
6 行 政 事 務 費	299,741	3,064	302,805				3,064	1報 酬	272
								2給 料	1,551
								3職 員 手 当 等	1,059
								4共 済 費	182
8 防 災 安 全 費	695,341	4,179	699,520			174	4,005	1報 酬	1,401
								2給 料	1,449
								3職 員 手 当 等	1,126
								4共 済 費	203

説		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>2,735</b>
	2 給料	1,551
	一般職給	
	3 職員手当等	1,020
	地域手当	109
	時間外勤務手当	75
	期末手当	455
	勤勉手当	381
	4 共済費	164
	職員共済組合負担金	
	<b>〔入札・契約・物品購入・検収事業〕</b>	<b>165</b>
	1 報酬	136
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	20
	期末手当	13
	勤勉手当	7
	4 共済費	9
	社会保険料等	
	<b>〔庁舎等維持運営事業〕</b>	<b>164</b>
	・ 庁舎等維持運営事業	
	1 報酬	136
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	19
	期末手当	12
	勤勉手当	7
	4 共済費	9
	社会保険料等	
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>2,643</b>
	2 給料	1,449
	一般職給	
	3 職員手当等	1,019
	地域手当	102
	時間外勤務手当	33
	期末手当	473
	勤勉手当	411
	4 共済費	175
	職員共済組合負担金	
	<b>〔災害時対応事業〕</b>	<b>54</b>
	・ 防災力向上事業	
	1 報酬	
	会計年度任用職員	

歳出  
2款 総務費  
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
9 会計 管理費	94,417	1,387	95,804				1,387	2給料 751	751
								3職員 手当等 545	545
								4共済費 91	91
計	3,818,475	28,059	3,846,534			174	27,885		

## 2-1-8 防災安全費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<b>[交通安全対策事業]</b>		
	・交通安全指導事業	1,059	
	1 報酬	978	
	会計年度任用職員		
	3 職員手当等	72	
	期末手当	54	
	勤勉手当	18	
	4 共済費	9	
	社会保険料等		
	<b>[放置自転車対策事業]</b>	<b>423</b>	
	・放置自転車対策事業		
	1 報酬	369	
	会計年度任用職員		
	3 職員手当等	35	
	期末手当	33	
	勤勉手当	2	
	4 共済費	19	
	社会保険料等		
	<b>[人件費等]</b>	<b>1,387</b>	
	2 給料	751	
	一般職給		
	3 職員手当等	545	
	地域手当	52	
	時間外勤務手当	34	
	期末手当	247	
	勤勉手当	212	
	4 共済費	91	
	職員共済組合負担金		

歳 出  
2款 総務費  
2項 徴税費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 税務費	341,714	7,174	348,888				7,174	1報 酬	558
								2給 料	3,561
								3職 員 手 当 等	2,665
								4共 済 費	390
2 収 納 費	217,826	2,385	220,211				2,385	1報 酬	102
								2給 料	1,239
								3職 員 手 当 等	889
								4共 済 費	155

## 2-2-1 稅務費 [單位：千円]

說		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>6,560</b>
	2 給料	3,561
	一般職給	
	3 職員手当等	2,625
	地域手当	250
	通勤手当	8
	時間外勤務手当	474
	期末手当	1,017
	勤勉手当	876
	4 共済費	374
	職員共済組合負担金	
	<b>〔個人賦課事業〕</b>	<b>313</b>
	1 報酬	285
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	20
	期末手当	13
	勤勉手当	7
	4 共済費	8
	社会保険料等	
	<b>〔家屋賦課事業〕</b>	<b>137</b>
	・家屋賦課事業	
	1 報酬	
	会計年度任用職員	
	<b>〔税諸証明書交付事業〕</b>	<b>164</b>
	1 報酬	136
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	20
	期末手当	13
	勤勉手当	7
	4 共済費	8
	社会保険料等	
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>2,263</b>
	2 給料	1,239
	一般職給	
	3 職員手当等	876
	地域手当	87
	時間外勤務手当	43
	期末手当	404
	勤勉手当	342
	4 共済費	148
	職員共済組合負担金	

歳 出  
2款 総務費  
2項 徴税费

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	559,540	9,559	569,099				9,559		

2款 総務費  
3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 戸 籍 民 本 住 基 本 基 台 帳 費	240,976	6,725	247,701				6,725	1報 酬	2,972
								2給 料	2,022
								3職 員 等 手 当 等	1,469
								4共 済 費	262

## 2-2-2 収納費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[滞納市税等訪問徴収事業]	122		
- 訪問徴収事業			
1 報酬	102		
会計年度任用職員			
3 職員手当等	13		
期末手当	9		
勤勉手当	4		
4 共済費	7		
社会保険料等			

## 2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[人件費等]	3,720		
2 給料	2,022		
一般職給			
3 職員手当等	1,469		
地域手当	142		
通勤手当	3		
時間外勤務手当	144		
期末手当	637		
勤勉手当	543		
4 共済費	229		
職員共済組合負担金			
[戸籍事業]	287		
- 戸籍事業			
1 報酬	271		
会計年度任用職員			
4 共済費	16		
社会保険料等			
[住民基本台帳等事業]	2,039		
- 住民基本台帳等事業	1,047		
1 報酬			
会計年度任用職員			

歳 出  
 2款 総務費  
 3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	240,976	6,725	247,701				6,725		

2款 総務費  
 6項 監査委員費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 監 査 委 員 費	23,246	526	23,772				526	1報 酬	11
								2給 料	279
								3職 員 手 当 等	199
								4共 済 費	37

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
・ 通常窓口外対応事業	19		
1 報酬			
会計年度任用職員			
・ 個人番号カード関連事業	973		
1 報酬	956		
会計年度任用職員			
4 共済費	17		
社会保険料等			
[住民基本台帳等窓口事業（支所）]	679		
・ 住民基本台帳等窓口事業（布袋支所）	249		
1 報酬			
会計年度任用職員			
・ 住民基本台帳等窓口事業（草井支所）	215		
1 報酬			
会計年度任用職員			
・ 住民基本台帳等窓口事業（宮田支所）	215		
1 報酬			
会計年度任用職員			

2-6-1 監査委員費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[人件費等]	515		
2 給料	279		
一般職給			
3 職員手当等	199		
地域手当	19		
期末手当	97		
勤勉手当	83		
4 共済費	37		
職員共済組合負担金			

歳出  
2款 総務費  
6項 監査委員費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	23,246	526	23,772				526		

3款 民生費  
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 地域 福祉費	932,343	4,804	937,147	569			4,235	1報 酬	315
								2給 料	1,225
								3職 員 手当等	953
								4共 済 費	166
								12委 託 料	733
								18負担金、 補助及び 交付金	1,324
								27繰 出 金	88

2-6-1 監査委員費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<b>〔監査・審査・検査事業〕</b> ・監査事業 1 報酬 会計年度任用職員	11

3-1-1 地域福祉費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<b>〔人件費等〕</b>	2,248
2 給料	1,225
一般職給	
3 職員手当等	877
地域手当	85
時間外勤務手当	64
期末手当	389
勤勉手当	339
4 共済費	146
職員共済組合負担金	
<b>〔基幹相談事業〕</b>	434
1 報酬	237
会計年度任用職員	
3 職員手当等	33
期末手当	24
勤勉手当	9
4 共済費	15
社会保険料等	
12 委託料	149
障害福祉相談支援事業委託料	
<b>〔介護保険財務事務事業〕</b>	88
・介護保険特別会計繰出事業 27 繰出金 特別会計繰出金	〈特定財源〉 国 75千円 補正後34,971,000円×1/2-34,822,000円×1/2 県 38千円 補正後34,971,000円×1/4-34,822,000円×1/4 障害福祉相談支援事業委託料 補正後34,939,000円-補正前34,790,000円 地域支援事業分 補正後20,217,000円-補正前20,129,000円

歳出  
 3款 民生費  
 1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 介護 保険費	1,432,425	4,593	1,437,018				4,593	2給料	1,710
								3職員 手当等	1,319
								4共済費	195
								27繰出金	1,369

3-1-1 地域福祉費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>[権利擁護事業]</b> <b>24</b>	
	- 成年後見制度利用支援事業	
	18 負担金、補助及び交付金	
	江南市成年後見センター事業費補助金	〈特定財源〉 国 12千円 補正後1,469,000円×1/2-1,445,000円×1/2 県 6千円 補正後1,469,000円×1/4-1,445,000円×1/4 補正後505,000円-補正前481,000円
	<b>[社会福祉法人支援事業]</b> <b>1,300</b>	
	- 社会福祉協議会支援事業	
	18 負担金、補助及び交付金	
	社会福祉協議会補助金	補正後39,465,000円-補正前38,165,000円
	<b>[生活困窮者自立相談支援事業]</b> <b>710</b>	
	- 生活困窮者自立相談支援事業	
	1 報酬	
	78 会計年度任用職員	〈特定財源〉 国 438千円 補正後19,221,000円×3/4-補正前18,637,000円×3/4
	3 職員手当等	
	43 地域手当	
	24 通勤手当	
	19 時間外勤務手当	
	17 期末手当	
	17 勤勉手当	
	4 共済費	
	5 社会保険料等	
	12 委託料	
	584 自立相談支援委託料	自立相談支援委託料 補正後17,487,000円-補正前16,903,000円
	<b>[人件費等]</b> <b>3,224</b>	
	2 給料	
	1,710 一般職給	
	3 職員手当等	
	1,319 地域手当	
	120 通勤手当	
	2 時間外勤務手当	
	185 期末手当	
	541 勤勉手当	
	471 共済費	
	195 職員共済組合負担金	
	<b>[介護保険財務事務事業]</b> <b>1,369</b>	
	- 介護保険特別会計繰出事業	
	27 繰出金	
	特別会計繰出金	地域支援事業分 補正後50,154,000円-補正前50,022,000円 事務費分 補正後99,642,000円-補正前98,405,000円

歳 出  
 3款 民生費  
 1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 障害者 福祉費	3,988,759	3,580	3,992,339				3,580	1報 酬	494
								2給 料	1,655
								3職 員 手当等	1,225
								4共 済 費	206
4 社 会 保 障 費	3,175,868	6,102	3,181,970				6,102	1報 酬	1,451
								2給 料	2,456
								3職 員 手当等	1,841
								4共 済 費	354

3-1-3 障害者福祉費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>3,031</b>
	2 給料	1,655
	一般職給	
	3 職員手当等	1,191
	地域手当	116
	時間外勤務手当	146
	期末手当	497
	勤勉手当	432
	4 共済費	185
	職員共済組合負担金	
	<b>〔障害者支援区分認定審査事業〕</b>	<b>233</b>
	1 報酬	205
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	19
	期末手当	12
	勤勉手当	7
	4 共済費	9
	社会保険料等	
	<b>〔自立支援給付事業〕</b>	<b>316</b>
	・ 障害者自立支援給付事業	<b>242</b>
	1 報酬	215
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	15
	期末手当	
	4 共済費	12
	社会保険料等	
	・ 地域生活支援事業	<b>74</b>
	1 報酬	
	会計年度任用職員	
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>4,514</b>
	2 給料	2,456
	一般職給	
	3 職員手当等	1,784
	地域手当	172
	時間外勤務手当	221
	期末手当	748
	勤勉手当	643
	4 共済費	274
	職員共済組合負担金	
	<b>〔保険推進事業〕</b>	<b>849</b>
	1 報酬	800
	会計年度任用職員	
	4 共済費	49
	社会保険料等	

歳 出  
 3 款 民生費  
 1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
5 学習等 供 用 施設費	34,794	866	35,660				866	1報 酬	866
計	9,564,189	19,945	9,584,134	569			19,376		

3-1-4 社会保障費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔後期高齢者医療支援事業〕</b> ・ 広域連合支援事業 1 報酬 会計年度任用職員 3 職員手当等 期末手当 4 共済費 社会保険料等	505 445 37 23
	<b>〔国民年金事業〕</b> ・ 届出等処理事業 1 報酬 会計年度任用職員 3 職員手当等 期末手当 勤勉手当 4 共済費 社会保険料等	234 206 20 13 7 8
	<b>〔学習等供用施設維持運営事業〕</b> ・ 学習等供用施設運営事業 1 報酬 会計年度任用職員	866

歳出  
 3款 民生費  
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 こども 保育費	6,794,946	412,869	7,207,815	10,992			401,877	1報 酬	30,849
								2給 料	23,123
								3職 員 手 当 等	18,256
								4共 済 費	3,879
								8旅 費	6
								10需 用 費	531
								11役 務 費	3,415
								12委 託 料	6,061
							18負担金、 補助及び 交 付 金	326,749	

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>40,725</b>
	2 給料	23,123
	一般職給	
	3 職員手当等	15,201
	地域手当	1,618
	通勤手当	50
	時間外勤務手当	972
	期末手当	6,763
	勤勉手当	5,798
	4 共済費	2,401
	職員共済組合負担金	2,367
	社会保険料等	34
	<b>〔子ども・子育て支援推進等事業〕</b>	<b>164</b>
	- 子ども・子育て支援推進事業	
	1 報酬	136
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	19
	期末手当	12
	勤勉手当	7
	4 共済費	9
	社会保険料等	
	<b>〔子育て支援施設維持事業〕</b>	<b>246</b>
	- 保育施設維持事業	
	1 報酬	
	会計年度任用職員	
	<b>〔保育園保育等事業〕</b>	<b>32,860</b>
	- 保育園保育事業	<b>27,508</b>
	1 報酬	24,581
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	1,819
	期末手当	
	4 共済費	1,108
	社会保険料等	
	- 保育園給食事業	<b>5,352</b>
	1 報酬	4,263
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	879
	期末手当	780
	勤勉手当	99
	4 共済費	210
	社会保険料等	

歳出  
 3款 民生費  
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>[保育管理等事業]</b> <b>327</b>	
	- 保育管理事業	
1	報酬 271	
	会計年度任用職員	
3	職員手当等 40	
	期末手当 26	
	勤勉手当 14	
4	共済費 16	
	社会保険料等	
	<b>[子ども・子育て支援給付事業]</b> <b>16,653</b>	
	- 特定教育・保育等事業 <b>164</b>	
1	報酬 136	
	会計年度任用職員	
3	職員手当等 20	
	期末手当 13	
	勤勉手当 7	
4	共済費 8	
	社会保険料等	
	- 特定教育・保育等事業（物価高騰対策） <b>16,489</b>	
18	負担金、補助及び交付金	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	保育所等運営支援補助金	<p>〈特定財源〉            県 10,992千円 16,488,370円×2/3</p> <p>目的 物価高騰の影響を受ける民間保育所等への支援            内容 給食の食材料費に対する補助金の交付</p>
	<b>[わかかさ園運営事業]</b> <b>321</b>	
1	報酬 277	
	会計年度任用職員	
3	職員手当等 28	
	期末手当 21	
	勤勉手当 7	
4	共済費 16	
	社会保険料等	
	<b>[児童・遺児手当等事業]</b> <b>317</b>	
	- 児童手当事業	
1	報酬 289	
	会計年度任用職員	
3	職員手当等 20	
	期末手当 13	
	勤勉手当 7	
4	共済費 8	
	社会保険料等	
	<b>[母子・父子家庭自立支援給付事業]</b> <b>141</b>	
1	報酬 118	
	会計年度任用職員	

歳 出  
 3 款 民生費  
 2 項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 子 育 て 支 援 費	273,591	5,710	279,301				5,710	1報 酬 2給 料 3職 員 手 当 等 4共 済 費	2,349 1,667 1,418 276

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
3	職員手当等	15
	期末手当	10
	勤勉手当	5
4	共済費	8
	社会保険料等	
	<b>〔物価高対応子育て応援手当支給事業〕</b>	<b>321,115</b>
1	報酬	532
	会計年度任用職員	
3	職員手当等	215
	時間外勤務手当	
4	共済費	95
	社会保険料等	90
	労働保険料	5
8	旅費	6
	費用弁償	
10	需用費	531
	消耗品費	137
	事務用	
	印刷製本費	394
	一般事業用	
11	役務費	3,415
	郵便料	2,306
	口座振込手数料	1,109
12	委託料	6,061
	システム構築委託料	
18	負担金、補助及び交付金	310,260
	物価高対応子育て応援手当	
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>3,147</b>
2	給料	1,667
	一般職給	
3	職員手当等	1,291
	地域手当	116
	通勤手当	2
	時間外勤務手当	184
	期末手当	530
	勤勉手当	459
4	共済費	189
	職員共済組合負担金	
	<b>〔子育て支援センター維持運営事業〕</b>	<b>833</b>
	<b>・第1・第2子育て支援センター維持運営事業</b>	
1	報酬	733
	会計年度任用職員	
3	職員手当等	66
	期末手当	47
	勤勉手当	19
4	共済費	34
	社会保険料等	

歳出  
 3款 民生費  
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			

3-2-2 子育て支援費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔ファミリー・サポート・センター事業〕</b>	<b>218</b>
1	報酬	204
	会計年度任用職員	
3	職員手当等	2
	期末手当	
4	共済費	12
	社会保険料等	
	<b>〔育児支援家庭訪問事業〕</b>	<b>119</b>
1	報酬	
	会計年度任用職員	
	<b>〔家庭児童相談事業〕</b>	<b>114</b>
1	報酬	101
	会計年度任用職員	
4	共済費	13
	社会保険料等	
	<b>〔こども家庭センター（児童福祉）運営事業〕</b>	<b>254</b>
	・こども家庭センター（児童福祉）運営事業	
1	報酬	246
	会計年度任用職員	
4	共済費	8
	社会保険料等	
	<b>〔要保護児童対策事業〕</b>	<b>142</b>
1	報酬	123
	会計年度任用職員	
3	職員手当等	15
	期末手当	10
	勤勉手当	5
4	共済費	4
	社会保険料等	
	<b>〔児童館活動事業〕</b>	<b>883</b>
	・児童館活動事業	
1	報酬	823
	会計年度任用職員	
3	職員手当等	44
	期末手当	33
	勤勉手当	11
4	共済費	16
	社会保険料等	

歳 出  
 3 款 民生費  
 2 項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 医 療 助 成 費	752,431	149	752,580				149	1報 酬 136	4
								3職 員 手 当 等 4	9
								4共 済 費	
計	7,850,831	418,728	8,269,559	10,992			407,736		

3 款 民生費  
 3 項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1,596,051	425	1,596,476				425	1報 酬 209	206
								3職 員 手 当 等	10
								4共 済 費	
計	1,596,051	425	1,596,476				425		

3-2-3 医療助成費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔福祉医療費助成事業〕</b>	<b>149</b>
	・ 子ども医療費助成事業	
1	報酬	136
	会計年度任用職員	
3	職員手当等	4
	期末手当	
4	共済費	9
	社会保険料等	

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔生活保護事業〕</b>	<b>297</b>
1	報酬	84
	会計年度任用職員	
3	職員手当等	206
	期末手当	121
	勤勉手当	85
4	共済費	7
	社会保険料等	
	<b>〔被保護者就労支援事業〕</b>	<b>128</b>
1	報酬	125
	会計年度任用職員	
4	共済費	3
	社会保険料等	

歳 出  
 4 款 衛生費  
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づくり費	952,031	17,507	969,538				17,507	1報 酬	1,750
								2給 料	3,029
								3職 員 手当等	2,325
								4共 済 費	403
								18負担金、 補助及び 交付金	10,000

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>5,529</b>
	2 給料	3,029
	一般職給	
	3 職員手当等	2,182
	地域手当	212
	通勤手当	4
	時間外勤務手当	330
	期末手当	884
	勤勉手当	752
	4 共済費	318
	職員共済組合負担金	
	<b>〔健康管理事業〕</b>	<b>18</b>
	1 報酬	
	会計年度任用職員	
	<b>〔健康推進事業〕</b>	<b>236</b>
	・健康推進事業	
	1 報酬	198
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	20
	期末手当	
	4 共済費	18
	社会保険料等	
	<b>〔予防接種事業〕</b>	<b>391</b>
	・予防接種事業	<b>284</b>
	1 報酬	221
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	50
	期末手当	31
	勤勉手当	19
	4 共済費	13
	社会保険料等	
	・带状疱疹ワクチン接種費用助成事業	<b>34</b>
	1 報酬	
	会計年度任用職員	
	・おたふくかぜワクチン接種費用助成事業	<b>34</b>
	1 報酬	
	会計年度任用職員	
	・新型コロナワクチン定期接種事業	<b>39</b>
	1 報酬	
	会計年度任用職員	

歳出  
4款 衛生費  
1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<b>〔狂犬病予防事業〕</b>	<b>165</b>	
1 報酬	137	
会計年度任用職員		
3 職員手当等	20	
期末手当	13	
勤勉手当	7	
4 共済費	8	
社会保険料等		
<b>〔母子健康管理事業〕</b>	<b>219</b>	
1 報酬	179	
会計年度任用職員		
3 職員手当等	28	
期末手当	19	
勤勉手当	9	
4 共済費	12	
社会保険料等		
<b>〔母子保健事業〕</b>	<b>256</b>	
・母子保健事業	<b>243</b>	
1 報酬		
会計年度任用職員		
・発達支援事業	<b>13</b>	
1 報酬		
会計年度任用職員		
<b>〔こども家庭センター（母子保健）運営事業〕</b>	<b>514</b>	
・こども家庭センター（母子保健）運営事業	<b>260</b>	
1 報酬	243	
会計年度任用職員		
4 共済費	17	
社会保険料等		
・妊婦等包括相談支援事業	<b>205</b>	
1 報酬	186	
会計年度任用職員		
3 職員手当等	10	
期末手当		
4 共済費	9	
社会保険料等		
・妊婦支援給付金支給事業	<b>49</b>	
1 報酬		
会計年度任用職員		

歳出  
4款 衛生費  
1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 環境 保全費	41,474	254	41,728				254	1報酬 212	30
								3職員 手当等 30	
								4共済費 12	
計	993,505	17,761	1,011,266				17,761		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説 明		備 考	
事 業			
<b>〔休日急病診療所維持運営事業〕</b> ・休日急病診療所運営事業 1 報酬 会計年度任用職員 3 職員手当等 期末手当 勤勉手当 4 共済費 社会保険料等	179 156 15 12 3 8		
<b>〔地域医療推進支援事業〕</b> ・地域医療推進支援事業（物価高騰対策） 18 負担金、補助及び交付金 第3次救急医療機関物価高騰対策 応援金	10,000	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	目的 物価高騰の影響を受ける第3次救急医療機関への支援 内容 応援金の交付
<b>〔温暖化防止事業〕</b> ・住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業 1 報酬 会計年度任用職員 3 職員手当等 期末手当 勤勉手当 4 共済費 社会保険料等	127 106 15 10 5 6		
<b>〔環境監視事業〕</b> ・簡易専用水道等維持管理事業 1 報酬 会計年度任用職員 3 職員手当等 期末手当 勤勉手当 4 共済費 社会保険料等	127 106 15 10 5 6		

歳出  
4款 衛生費  
2項 清掃費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 清掃費	2,099,981	3,847	2,103,828				3,847	1報酬 875	
								2給料 1,576	
								3職 手当等 1,192	
								4共済費 204	
計	2,099,981	3,847	2,103,828				3,847		

## 4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>2,927</b>
	2 給料	1,576
	一般職給	
	3 職員手当等	1,165
	地域手当	110
	通勤手当	5
	時間外勤務手当	125
	期末手当	494
	勤勉手当	431
	4 共済費	186
	職員共済組合負担金	182
	社会保険料等	4
	<b>〔ごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業〕</b>	<b>127</b>
	- <b>ごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業</b>	
	1 報酬	106
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	15
	期末手当	10
	勤勉手当	5
	4 共済費	6
	社会保険料等	
	<b>〔分別ごみ収集運搬事業〕</b>	<b>144</b>
	- <b>資源ごみ収集運搬事業</b>	
	1 報酬	136
	会計年度任用職員	
	4 共済費	8
	社会保険料等	
	<b>〔リサイクルステーション運営事業〕</b>	<b>532</b>
	1 報酬	
	会計年度任用職員	
	<b>〔ふれあい収集事業〕</b>	<b>117</b>
	1 報酬	101
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	12
	期末手当	8
	勤勉手当	4
	4 共済費	4
	社会保険料等	

歳 出  
5 款 労働費  
1 項 労働費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 労働費	146,292	131	146,423				131	1報 酬 110	14
								3職 員 手当等	7
								4共 済 費	
計	146,292	131	146,423				131		

6 款 農林水産業費  
1 項 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 農業費	241,247	1,999	243,246				1,999	2給 料 1,038	832
								3職 員 手当等	129
								4共 済 費	
計	241,247	1,999	243,246				1,999		

5-1-1 労働費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔就業相談等運営事業〕</b>	
	1 報酬	131
	会計年度任用職員	110
	3 職員手当等	14
	期末手当	10
	勤勉手当	4
	4 共済費	7
	社会保険料等	

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>1,971</b>
	2 給料	1,038
	一般職給	
	3 職員手当等	812
	地域手当	73
	時間外勤務手当	128
	期末手当	328
	勤勉手当	283
	4 共済費	121
	職員共済組合負担金	
	<b>〔農地保全推進事業〕</b>	<b>28</b>
	・ 農地転用等審査事業	
	3 職員手当等	20
	期末手当	13
	勤勉手当	7
	4 共済費	8
	社会保険料等	

歳出  
7款 商工費  
1項 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	495,768	2,513	498,281				2,513	1報 酬	136
								2給 料	1,239
								3職 員 手 当 等	981
								4共 済 費	157
2 企 業 誘 致 推 進 費	351,978	1,003	352,981				1,003	2給 料	538
								3職 員 手 当 等	397
								4共 済 費	68
計	847,746	3,516	851,262				3,516		

## 7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>2,349</b>
	2 給料	1,239
	一般職給	
	3 職員手当等	961
	地域手当	87
	時間外勤務手当	114
	期末手当	407
	勤勉手当	353
	4 共済費	149
	職員共済組合負担金	
	<b>〔観光推進事業〕</b>	<b>164</b>
	・ 観光推進事業	
	1 報酬	136
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	20
	期末手当	13
	勤勉手当	7
	4 共済費	8
	社会保険料等	
	<b>〔人件費等〕</b>	<b>1,003</b>
	2 給料	538
	一般職給	
	3 職員手当等	397
	地域手当	38
	時間外勤務手当	23
	期末手当	181
	勤勉手当	155
	4 共済費	68
	職員共済組合負担金	

歳出  
 8款 土木費  
 1項 土木管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 道路 管理費	109,503	3,124	112,627				3,124	1報酬	136
								2給料	1,658
								3職員 手当等	1,135
								4共済費	195
2 建築 指導費	97,638	2,578	100,216				2,578	1報酬	136
								2給料	1,305
								3職員 手当等	980
								4共済費	157
計	207,141	5,702	212,843				5,702		

8-1-1 道路管理費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b> <b>2,960</b> 2 給料 1,658 一般職給 3 職員手当等 1,115 地域手当 116 時間外勤務手当 56 期末手当 505 勤勉手当 438 4 共済費 187 職員共済組合負担金 183 社会保険料等 4	
	<b>〔企画調整事業〕</b> <b>164</b> ・土木事業企画調整事務 1 報酬 136 会計年度任用職員 3 職員手当等 20 期末手当 13 勤勉手当 7 4 共済費 8 社会保険料等	
	<b>〔人件費等〕</b> <b>2,414</b> 2 給料 1,305 一般職給 3 職員手当等 960 地域手当 92 通勤手当 5 時間外勤務手当 115 期末手当 402 勤勉手当 346 4 共済費 149 職員共済組合負担金	
	<b>〔建築確認審査等事業〕</b> <b>164</b> 1 報酬 136 会計年度任用職員 3 職員手当等 20 期末手当 13 勤勉手当 7 4 共済費 8 社会保険料等	

歳 出  
 8 款 土木費  
 3 項 河川費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 河川費	275,426	1,227	276,653				1,227	2給 料	589
								3職 員 手 当 等	397
								4共 済 費	62
								18負担金、 補助及び 交 付 金	179
計	275,426	1,227	276,653				1,227		

8 款 土木費  
 4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 都 市 計 画 費	182,012	3,611	185,623				3,611	1報 酬	136
								2給 料	1,925
								3職 員 手 当 等	1,326
								4共 済 費	224



歳出  
 8款 土木費  
 4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 都市 整備費	408,531	1,979	410,510				1,979	2給料	1,124
								3職 手当等	734
								4共済費	121
3 公園 緑地費	190,351	53	190,404				53	1報酬	53
計	780,894	5,643	786,537				5,643		

8款 土木費  
 6項 下水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	621,938	2,864	624,802				2,864	27繰出金	2,864
計	621,938	2,864	624,802				2,864		

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説		明	
事		業	
事		業	
備		考	
[人件費等]	1,979		
2 給料	1,124		
一般職給			
3 職員手当等	734		
地域手当	78		
時間外勤務手当	32		
期末手当	340		
勤勉手当	284		
4 共済費	121		
職員共済組合負担金	118		
社会保険料等	3		
[公園等維持管理事業]	53		
・都市公園等維持管理事業			
1 報酬			
会計年度任用職員			

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説		明	
事		業	
事		業	
備		考	
[下水道経営事業]	2,864		
・下水道事業会計繰出事業			
27 繰出金			
下水道事業会計繰出金			
		★★★★★ 政策の事業 ★★★★★	
		補正後624,802,000円－補正前621,938,000円	

歳出  
9款 消防費  
1項 消防費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 消防 総務費	460,968	3,368	464,336				3,368	1報酬	82
								2給料	1,804
								3職員 手当等	1,265
								4共済費	217
2 消防 予防費	73,073	2,032	75,105				2,032	1報酬	77
								2給料	1,057
								3職員 手当等	766
								4共済費	132

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>[人件費等]</b> 2 給料 3,286 一般職給 1,804 3 職員手当等 1,265 地域手当 127 通勤手当 5 時間外勤務手当 34 夜勤手当 16 期末手当 584 勤勉手当 499 4 共済費 217 職員共済組合負担金 213 社会保険料等 4	
	<b>[消防団運営事業]</b> ・報酬等管理事務 82 1 報酬 会計年度任用職員	
	<b>[人件費等]</b> 2 給料 1,946 一般職給 1,057 3 職員手当等 759 地域手当 74 通勤手当 10 時間外勤務手当 29 期末手当 346 勤勉手当 300 4 共済費 130 職員共済組合負担金	
	<b>[予防統計事業]</b> ・統計作成事業 86 1 報酬 77 会計年度任用職員 3 職員手当等 7 期末手当 5 勤勉手当 2 4 共済費 2 社会保険料等	

歳 出  
 9 款 消防費  
 1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 消防署費	777,936	20,384	798,320				20,384	2給 料	10,983
								3職 員 手当等	8,141
								4共 済 費	1,260
計	1,311,977	25,784	1,337,761				25,784		

10 款 教育費  
 1 項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 教 育 支 援 費	260,558	7,472	268,030				7,472	1報 酬	4,590
								2給 料	1,427
								3職 員 手当等	1,271
								4共 済 費	184

9-1-3 消防署費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b> 2 給料 20,384 一般職給 10,983 3 職員手当等 8,141 地域手当 769 通勤手当 24 時間外勤務手当 617 夜勤手当 318 期末手当 3,438 勤勉手当 2,975 4 共済費 1,260 職員共済組合負担金 1,256 社会保険料等 4	

10-1-1 教育支援費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔人件費等〕</b> 2 給料 2,824 一般職給 1,427 3 職員手当等 1,222 地域手当 100 時間外勤務手当 177 期末手当 534 勤勉手当 411 4 共済費 175 職員共済組合負担金	
	<b>〔養護教諭配置事業〕</b> 1 報酬 263 会計年度任用職員	
	<b>〔特別支援学級等支援職員配置事業〕</b> 1 報酬 2,525 会計年度任用職員	

歳 出  
 10款 教育費  
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 教 育 環 境 費	55,717	1,694	57,411				1,694	1報 酬 4共 済 費	1,659 35
3 放 課 後 児 童 費	204,699	7,937	212,636				7,937	1報 酬 4共 済 費	7,918 19

説		明	
事	業	備	考
[英語指導助手（ALT）配置事業]	394		
1 報酬	360		
会計年度任用職員			
3 職員手当等	34		
期末手当	33		
勤勉手当	1		
[図書館司書配置事業]	542		
1 報酬			
会計年度任用職員			
[スクール・サポート・スタッフ配置事業]	720		
1 報酬			
会計年度任用職員			
[就学指導事業]	204		
1 報酬	180		
会計年度任用職員			
3 職員手当等	15		
期末手当	10		
勤勉手当	5		
4 共済費	9		
社会保険料等			
[心の教室相談員配置事業]	746		
1 報酬			
会計年度任用職員			
[スクールソーシャルワーカー配置事業]	102		
1 報酬			
会計年度任用職員			
[教育支援センター事業]	573		
1 報酬	538		
会計年度任用職員			
4 共済費	35		
社会保険料等			
[いじめ・不登校対策事業]	273		
- 校内教育支援センター事業			
1 報酬			
会計年度任用職員			
[放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）]	6,504		
- 放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）	5,865		
1 報酬	5,846		
会計年度任用職員			
4 共済費	19		
社会保険料等			

歳出  
10款 教育費  
1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	520,974	17,103	538,077				17,103		

10款 教育費  
2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	1,413,115	1,917	1,415,032				1,917	1報酬 3職員 手当等 14	
計	1,413,115	1,917	1,415,032				1,917		

10-1-3 放課後児童費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
・ 支援体制強化事業 1 報酬 会計年度任用職員	639		
〔放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室）〕 ・ 放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室） 1 報酬 会計年度任用職員	1,433		

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
〔学校補助教員配置事業〕 1 報酬 会計年度任用職員	438		
〔学校管理運営事業〕 ・ 学校校務員配置事業 1 報酬 会計年度任用職員	1,479		
3 職員手当等 期末手当	14		

歳 出  
 10款 教育費  
 3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	763,065	950	764,015				950	1報 酬 3職 員等 手 当 等	878 72
計	763,065	950	764,015				950		

10款 教育費  
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	318,936	4,048	322,984				4,048	1報 酬 2給 料 3職 員等 手 当 等 4共 済 費	1,719 1,199 963 167

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<b>〔学校補助教員配置事業〕</b> 129 1 報酬 会計年度任用職員		
	<b>〔学校管理運営事業〕</b> 821 ・学校校務員配置事業		
	1 報酬 749 会計年度任用職員		
	3 職員手当等 72 期末手当 54 勤勉手当 18		

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<b>〔人件費等〕</b> 2,199 2 給料 1,199 一般職給		
	3 職員手当等 867 地域手当 84 時間外勤務手当 110 期末手当 362 勤勉手当 311		
	4 共済費 133 職員共済組合負担金		
	<b>〔生涯学習推進事業〕</b> 160 ・生涯学習講座事業		
	1 報酬 136 会計年度任用職員		
	3 職員手当等 19 期末手当 12 勤勉手当 7		
	4 共済費 5 社会保険料等		

歳出  
 10款 教育費  
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2文化 交流費	206,885	232	207,117				232	1報酬 4共済費	218 14
計	525,821	4,280	530,101				4,280		

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>〔少年センター維持運営事業〕</b> <b>202</b> 1 報酬 185 会計年度任用職員 3 職員手当等 12 期末手当 9 勤勉手当 3 4 共済費 5 社会保険料等	
	<b>〔公民館維持運営事業〕</b> <b>1,029</b> ・公民館運営事業 1 報酬 会計年度任用職員	
	<b>〔公民館事業〕</b> <b>458</b> ・公民館講座事業 1 報酬 369 会計年度任用職員 3 職員手当等 65 期末手当 43 勤勉手当 22 4 共済費 24 社会保険料等	
	<b>〔歴史民俗資料館維持運営事業〕</b> <b>232</b> ・常設展示事業 1 報酬 218 会計年度任用職員 4 共済費 14 社会保険料等	

歳出  
 10款 教育費  
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	238,080	2,239	240,319				2,239	1報酬	981
								2給料	530
								3職員 手当等	598
								4共済費	130

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>[人件費等]</b>	<b>1,033</b>
	2 給料	530
	一般職給	
	3 職員手当等	435
	地域手当	37
	時間外勤務手当	54
	期末手当	183
	勤勉手当	161
	4 共済費	68
	職員共済組合負担金	
	<b>[スポーツ振興事業]</b>	<b>464</b>
	・運動部活動地域展開等事業	
	1 報酬	279
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	142
	期末手当	67
	勤勉手当	75
	4 共済費	43
	社会保険料等	
	<b>[スポーツ推進委員事業]</b>	<b>140</b>
	1 報酬	123
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	9
	期末手当	8
	勤勉手当	1
	4 共済費	8
	社会保険料等	
	<b>[スポーツプラザ維持運営事業]</b>	<b>393</b>
	・スポーツセンター・武道館維持運営事業	
	1 報酬	370
	会計年度任用職員	
	3 職員手当等	12
	期末手当	
	4 共済費	11
	社会保険料等	
	<b>[都市公園等運動施設維持運営事業]</b>	<b>209</b>
	・テニスコート維持運営事業	
	1 報酬	
	会計年度任用職員	

歳 出  
 10款 教育費  
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 学 校 給 食 費	1,683,224	1,413	1,684,637				1,413	1報 酬	136
								2給 料	718
								3職 員 手 当 等	457
								4共 済 費	102
計	1,921,304	3,652	1,924,956				3,652		

10-5-2 学校給食費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>[人件費等]</b>	
	2 給料	1,245
	一般職給	718
	3 職員手当等	457
	地域手当	51
	通勤手当	3
	時間外勤務手当	15
	期末手当	213
	勤勉手当	175
	4 共済費	70
	職員共済組合負担金	63
	社会保険料等	7
	<b>[給食調理事業]</b>	<b>164</b>
	・給食調理事業	
	1 報酬	136
	会計年度任用職員	
	4 共済費	28
	社会保険料等	
	<b>[給食企画事業]</b>	<b>4</b>
	・給食企画事業	
	4 共済費	
	社会保険料等	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数(人)	給与費				
			報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	その他の 手当
補正後	長等	3		30,048	11,436 3.50月分		24
	議員	20	109,404		44,947 3.40月分		
	その他の 特別職	406	43,443				
	計	429	152,847	30,048	56,383		24
補正前	長等	3		30,048	11,254 3.45月分		24
	議員	20	109,404		44,286 3.35月分		
	その他の 特別職	406	43,443				
	計	429	152,847	30,048	55,540		24
比 較	長等				182		
	議員				661		
	その他の 特別職						
	計				843		

[単位:千円]

給与費 計	共済費	合計	備考
41,508	6,092	47,600	通勤手当 24
154,351	29,312	183,663	
43,443		43,443	
239,302	35,404	274,706	
41,326	6,081	47,407	通勤手当 24
153,690	29,312	183,002	
43,443		43,443	
238,459	35,393	273,852	
182	11	193	
661		661	
843	11	854	

2 一般職

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(1,619) 642	1,462,207	2,366,615	2,012,430
補正前	(1,619) 642	1,391,025	2,285,845	1,948,038
比較		71,182	80,770	64,392

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	109,585	63,069	177,659
	補正前	109,585	63,069	172,002
	比較			5,657
	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	8,231	713,898	581,447
	補正前	7,897	685,373	559,458
	比較	334	28,525	21,989

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(18) 642		2,366,615	1,771,886
補正前	(18) 642		2,285,845	1,711,919
比較			80,770	59,967

( )内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	109,585	63,069	177,659
	補正前	109,585	63,069	172,002
	比較			5,657
	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	8,231	582,693	472,108
	補正前	7,897	557,930	450,782
	比較	334	24,763	21,326

[単位:千円]

給与費	共済費	合計	備考
計			
5,841,252	953,372	6,794,624	
5,624,908	942,047	6,566,955	
216,344	11,325	227,669	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
29,302	28,038	4,495	142,422
29,302	27,914	4,495	137,237
	124		5,185
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
103,249	50,605	430	
100,671	50,605	430	
2,578			

[単位:千円]

給与費	共済費	合計	備考
計			
4,138,501	804,391	4,942,892	
3,997,764	795,391	4,793,155	
140,737	9,000	149,737	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
29,302	28,038	4,495	142,422
29,302	27,914	4,495	137,237
	124		5,185
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
103,249	50,605	430	
100,671	50,605	430	
2,578			

イ 会計年度任用職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	(1,601)	1,462,207		240,544
補正前	(1,601)	1,391,025		236,119
比較		71,182		4,425

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	期末手当	勤勉手当
	補正後	131,205	109,339
	補正前	127,443	108,676
	比較	3,762	663

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	80,770	給与改定に伴う増減分	80,770	
職員手当等	64,392	制度改正に伴う増減分	11,918	期末手当 6,344  勤勉手当 5,574
		その他増減分	52,474	給与改定に伴う増減額 49,896

[単位:千円]

給与費	共済費	合計	備考
計			
1,702,751	148,981	1,851,732	
1,627,144	146,656	1,773,800	
75,607	2,325	77,932	

[単位:千円]

備考				
給与改定の状況				
	給料の改定率		3.55%	
	給与改定の実施時期		令和7年4月1日	
	(改定前)		(改定後)	
12月期	1.25月分		1.275月分	
	(0.7月分)		(0.725月分)	
	(改定前)		(改定後)	
12月期	1.05月分		1.075月分	
	(0.5月分)		(0.525月分)	
地域手当	5,657	夜勤手当	334	退職手当 2,578
通勤手当	124	期末手当	22,181	
時間外勤務手当	5,185	勤勉手当	16,415	

( )内は、再任用短時間勤務職員の支給率です。



令和8年議案第5号

令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,360,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月15日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 2,047,948	千円 240	千円 2,048,188
	2 国庫補助金	498,528	240	498,768
4 県支出金		1,255,413	120	1,255,533
	3 県補助金	66,006	120	66,126
6 繰入金		1,546,398	1,601	1,547,999
	1 一般会計繰入金	1,297,105	1,457	1,298,562
	2 基金繰入金	249,293	144	249,437
歳入合計		9,358,250	1,961	9,360,211

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 100,736	千円 1,237	千円 101,973
	1 総 務 管 理 費	20,767	264	21,031
	2 介 護 認 定 審 査 会 費	79,969	973	80,942
4 地 域 支 援 事 業 費		550,019	724	550,743
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	12,397	100	12,497
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 費 事 業 費	146,881	624	147,505
歳 出 合 計		9,358,250	1,961	9,360,211

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国庫支出金	千円 2,047,948	千円 240	千円 2,048,188
4 県支出金	1,255,413	120	1,255,533
6 繰入金	1,546,398	1,601	1,547,999
歳入合計	9,358,250	1,961	9,360,211

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 100,736	千円 1,237	千円 101,973
4 地域支援事業費	550,019	724	550,743
歳出合計	9,358,250	1,961	9,360,211

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 1,237	千円
360		364	
360		1,601	

## 2 歳 入

### 2 款 国庫支出金

### 4 款 県支出金

### 6 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
2	国庫支出金	2,047,948	240	2,048,188
	2 国庫補助金	498,528	240	498,768
	3 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金	56,549	240	56,789
4	県支出金	1,255,413	120	1,255,533
	3 県補助金	66,006	120	66,126
	2 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金	28,274	120	28,394
6	繰入金	1,546,398	1,601	1,547,999
	1 一般会計繰入金	1,297,105	1,457	1,298,562
	2 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金	41,877	100	41,977
	3 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費繰入金	28,274	120	28,394
	5 その他一般会計繰入金	98,405	1,237	99,642
	2 基金繰入金	249,293	144	249,437
	1 基金繰入金	249,293	144	249,437
	計	9,358,250	1,961	9,360,211

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 現 年 度 分	240	[地域ふくし課] 現年度分包括の支援事業・任意事業費交付金	177
		[介護保険課] 現年度分包括の支援事業・任意事業費交付金	63
1 現 年 度 分	120	[地域ふくし課] 現年度分包括の支援事業・任意事業費交付金	88
		[介護保険課] 現年度分包括の支援事業・任意事業費交付金	32
1 現 年 度 分	100	[介護保険課] 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金	
1 現 年 度 分	120	[地域ふくし課] 現年度分包括の支援事業・任意事業費繰入金	88
		[介護保険課] 現年度分包括の支援事業・任意事業費繰入金	32
1 事 務 費 入 金	1,237	[介護保険課] 事務費繰入金	
1 基 繰 入 金	144	[地域ふくし課] 江南市介護保険事業基金繰入金	104
		[介護保険課] 江南市介護保険事業基金繰入金	40

### 3 歳 出

1 款 総務費  
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 総 務 管 理 費	20,767	264	21,031			264		1報 酬	236
								3職 員 手 当 等	12
								4共 済 費	16
計	20,767	264	21,031			264			

1 款 総務費  
2 項 介護認定審査会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 介護認定 審査会費	79,969	973	80,942			973		1報 酬	831
								3職 員 手 当 等	86
								4共 済 費	56
計	79,969	973	80,942			973			

1-1-1 総務管理費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<b>[介護サービス給付管理事業]</b>	<b>137</b>	
	・介護サービス支給決定事業		
1	報酬	117	〈特定財源〉
	会計年度任用職員		そ 137千円 一般会計繰入金
3	職員手当等	12	補正後5,662,000円ー補正前5,525,000円
	期末手当	8	
	勤勉手当	4	
4	共済費	8	
	社会保険料等		
	<b>[介護保険事業者指定及び指導事業]</b>	<b>127</b>	
1	報酬	119	〈特定財源〉
	会計年度任用職員		そ 127千円 一般会計繰入金
4	共済費	8	補正後4,707,000円ー補正前4,580,000円
	社会保険料等		

1-2-1 介護認定審査会費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<b>[介護認定事業]</b>	<b>973</b>	
	・認定調査等事業	<b>349</b>	
1	報酬	289	〈特定財源〉
	会計年度任用職員		そ 349千円 一般会計繰入金
3	職員手当等	26	補正後24,726,000円ー補正前24,377,000円
	期末手当		
4	共済費	34	
	社会保険料等		
	・介護認定審査事業	<b>624</b>	
1	報酬	542	〈特定財源〉
	会計年度任用職員		そ 624千円 一般会計繰入金
3	職員手当等	60	補正後53,885,000円ー補正前53,261,000円
	期末手当	38	
	勤勉手当	22	
4	共済費	22	
	社会保険料等		

歳 出  
**4 款 地域支援事業費**  
**2 項 一般介護予防事業費**

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一 般 護 防 費 介 予 事 業 費	12,397	100	12,497			100		1報 酬	94
								4共 済 費	6
計	12,397	100	12,497			100			

**4 款 地域支援事業費**  
**3 項 包括的支援事業・任意事業費**

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	42,314	167	42,481	95		72		1報 酬	155
								3職 員 等 手 当 等	9
								4共 済 費	3

4-2-1 一般介護予防事業費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	100	
〔地域支援事業〕		
・高齢者教室事業		
1 報酬	94	〈特定財源〉
会計年度任用職員		そ 100千円 一般会計繰入金
4 共済費	6	補正後4,245,000円－補正前4,145,000円
社会保険料等		

4-3-1 包括の支援事業・任意事業費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	167	
〔地域支援事業〕		
・任意事業		
1 報酬	155	〈特定財源〉
会計年度任用職員		国 63千円
3 職員手当等	9	補正後21,897,000円×0.385
期末手当	6	－補正前21,730,000円×0.385
勤勉手当	3	県 32千円
4 共済費	3	補正後21,897,000円×0.1925
社会保険料等		－補正前21,730,000円×0.1925
		そ 32千円 一般会計繰入金
		補正後21,897,000円×0.1925
		－補正前21,730,000円×0.1925
		そ 40千円 江南市介護保険事業基金繰入金
		補正後576,000円－補正前536,000円

歳 出  
 4 款 地域支援事業費  
 3 項 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 包括的 支 援 事 業・ 任意事業 費(地域 福祉)	104,567	457	105,024	265		192		12委託料	457
計	146,881	624	147,505	360		264			

4-3-2 包括的支援事業・任意事業費（地域福祉） [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<p>[地域支援事業（包括的支援事業）]                      ・包括的支援事業                      12 委託料                      生活支援体制整備事業委託料</p>	<p style="text-align: right;">457</p> <p>〈特定財源〉                      国 177千円                      補正後101,716,000円×0.385                      ー補正前101,259,000円×0.385                      県 88千円                      補正後101,716,000円×0.1925                      ー補正前101,259,000円×0.1925                      そ 88千円 一般会計繰入金                      補正後101,716,000円×0.1925                      ー補正前101,259,000円×0.1925                      そ 104千円 江南市介護保険事業基金繰入金                      補正後2,313,000円ー補正前2,209,000円                      補正後15,994,000円ー補正前15,537,000円</p>

給 与 費 明 細 書

1 特別職

[単位:千円]

区 分		職員数(人)	給与費		共済費	合計
			報酬	計		
補正後	その他の特別職	36	14,678	14,678		14,678
補正前	その他の特別職	36	14,678	14,678		14,678
比較	その他の特別職					

2 一般職

[単位:千円]

区 分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		報酬	職員手当等	計		
補正後	(23)	34,957	7,575	42,532	5,525	48,057
補正前	(23)	33,641	7,468	41,109	5,444	46,553
比較		1,316	107	1,423	81	1,504

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和7年度江南市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的

収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費用	1,482,620 千円	3,243 千円	1,485,863 千円
第1項 営業費用	1,460,752 千円	3,243 千円	1,463,995 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額705,755千円」

を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額706,694千円」に、「過年度分損益勘定留保資金502,947千円」を「過年度分損益勘定留保資金503,886千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	1,050,005 千円	939 千円	1,050,944 千円
第1項 建設改良費	939,917 千円	939 千円	940,856 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職 員 給 与 費	112,717 千円	4,078 千円	116,795 千円

令和8年1月15日提出

江南市長 澤田 和延

# 令和7年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

## 収益的収入及び支出

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業費			1,482,620	3,243	1,485,863
	1 営業費用		1,460,752	3,243	1,463,995
		1 原水及び浄水費	633,329	507	633,836
		2 配水及び給水費	163,908	694	164,602
		4 業務費	117,256	555	117,811
		5 総係費	53,157	1,487	54,644

## 資本的収入及び支出

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			1,050,005	939	1,050,944
	1 建設改良費		939,917	939	940,856
		1 事務費	55,448	939	56,387

令和7年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

[単位：千円]

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	216,791
	減価償却費	459,827
	固定資産除却費	12,200
	引当金の増減額（△は減少）	△ 2,282
	長期前受金戻入額	△ 136,567
	受取利息及び受取配当金	△ 806
	支払利息	20,174
	未収金の増減額（△は増加）	13,867
	たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 2,996
	未払金の増減額（△は減少）	△ 4,188
	小計	576,020
	利息及び配当金の受取額	806
	利息の支払額	△ 20,174
	業務活動によるキャッシュ・フロー	556,652
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 882,891
	有形固定資産の売却による収入	2
	分担金及び負担金による収入	177,812
	補助金等による収入	41,755
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 663,322
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 107,145
	財務活動によるキャッシュ・フロー	42,855
	資金増加額（又は減少額）	△ 63,815
	資金期首残高	1,000,310
	資金期末残高	936,495

給 与 費 明 細 書

1 特別職（その他の特別職）

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	10	57		
補正前	10	57		
比 較				

2 一般職

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費			
		報酬	給料	手当	
補正後	損益勘定支弁職員	(3) 10	5,549	38,389	29,875
	資本勘定支弁職員	4		14,379	9,345
	合計	(3) 14	5,549	52,768	39,220
補正前	損益勘定支弁職員	(3) 10	5,210	37,112	28,570
	資本勘定支弁職員	4		13,845	8,994
	合計	(3) 14	5,210	50,957	37,564
比 較	損益勘定支弁職員		339	1,277	1,305
	資本勘定支弁職員			534	351
	合計		339	1,811	1,656

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,273	1,596	3,966
	補正前	2,273	1,596	3,840
	比 較			126
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	10,387	8,343	860
	補正前	9,776	7,838	860
比 較	611	505		

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
57		57	
57		57	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
73,813	14,500	88,313	
23,724	4,701	28,425	
97,537	19,201	116,738	
70,892	14,282	85,174	
22,839	4,647	27,486	
93,731	18,929	112,660	
2,921	218	3,139	
885	54	939	
3,806	272	4,078	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
1,036	401	4,705
1,036	401	4,532
		173
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
13	5,640	
13	5,399	
	241	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	10		38,389	28,592
	資本勘定支弁職員	4		14,379	9,345
	合計	14		52,768	37,937
補正前	損益勘定支弁職員	10		37,112	27,399
	資本勘定支弁職員	4		13,845	8,994
	合計	14		50,957	36,393
比較	損益勘定支弁職員			1,277	1,193
	資本勘定支弁職員			534	351
	合計			1,811	1,544

( )内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,273	1,596	3,966
	補正前	2,273	1,596	3,840
	比較			126
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	9,709	7,738	860
	補正前	9,169	7,274	860
	比較	540	464	

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
66,981	13,619	80,600	
23,724	4,701	28,425	
90,705	18,320	109,025	
64,511	13,415	77,926	
22,839	4,647	27,486	
87,350	18,062	105,412	
2,470	204	2,674	
885	54	939	
3,355	258	3,613	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
1,036	401	4,705
1,036	401	4,532
		173
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
13	5,640	
13	5,399	
	241	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数(人)	給与費			
		報酬	給料	手当	
補正後	損益勘定支弁職員	(3)	5,549		1,283
	資本勘定支弁職員				
	合計	(3)	5,549		1,283
補正前	損益勘定支弁職員	(3)	5,210		1,171
	資本勘定支弁職員				
	合計	(3)	5,210		1,171
比較	損益勘定支弁職員		339		112
	資本勘定支弁職員				
	合計		339		112

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当
	補正後	678	605
	補正前	607	564
	比較	71	41

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	1,811	給与改定に伴う増減分	1,811	
手当	1,656	制度改正に伴う増減分	303	期末手当 164 勤勉手当 139
		その他増減分	1,353	給与改定に伴う増減額 1,353

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
6,832	881	7,713	
6,832	881	7,713	
6,381	867	7,248	
6,381	867	7,248	
451	14	465	
451	14	465	

[単位:千円]

備考			
給与改定の状況			
	給料の改定率		3.55%
	給与改定の実施時期		令和7年4月1日
	(改定前)		(改定後)
12月期	1.25月分		1.275月分
	(改定前)		(改定後)
12月期	1.05月分		1.075月分
地域手当	126	勤勉手当	366
時間外勤務手当	173	賞与引当金繰入額	241
期末手当	447		

( )内は、再任用短時間勤務職員の支給率です。

令和7年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		242,246	
ロ 建物	363,634		
減価償却累計額	<u>△ 196,031</u>	167,603	
ハ 構築物	22,775,622		
減価償却累計額	<u>△ 11,438,748</u>	11,336,874	
ニ 機械及び装置	2,222,189		
減価償却累計額	<u>△ 1,641,737</u>	580,452	
ホ 車両運搬具	14,008		
減価償却累計額	<u>△ 11,490</u>	2,518	
ヘ 工具器具及び備品	10,294		
減価償却累計額	<u>△ 9,705</u>	589	
ト 建設仮勘定		<u>92,475</u>	
有形固定資産合計			12,422,757
(2) 無形固定資産			
電話加入権		<u>1,392</u>	
無形固定資産合計			<u>1,392</u>
固定資産合計			12,424,149
2 流動資産			
(1) 現金預金			936,496
(2) 未収金		307,110	
貸倒引当金		<u>△ 500</u>	306,610
(3) 貯蔵品			<u>598</u>
流動資産合計			<u>1,243,704</u>
資産合計			<u><u>13,667,853</u></u>

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,622,173	
	企業債合計	<u>1,622,173</u>	1,622,173
	固定負債合計		1,622,173
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	108,652	
	企業債合計	<u>108,652</u>	108,652
	(2) 未払金		123,460
	(3) 引当金		
	賞与引当金	9,255	
	引当金合計		9,255
	(4) 預り金		1,665
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計		<u>245,032</u>
5	繰延収益		
	長期前受金		6,862,321
	長期前受金収益化累計額	△ 3,324,413	
	繰延収益合計		<u>3,537,908</u>
	負債合計		<u><u>5,405,113</u></u>

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,914,826	
	資本金合計	<u>7,117,019</u>	7,117,019
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	<u>358,286</u>	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	787,435	
	利益剰余金合計	<u>787,435</u>	787,435
	剰余金合計		<u>1,145,721</u>
	資本合計		<u>8,262,740</u>
	負債資本合計		<u><u>13,667,853</u></u>

## 注記

### I 重要な会計方針

#### 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法（ただし、取替資産については取替法による。）

・主な耐用年数

建物 24～50年

構築物 10～40年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～5年

工具器具及び備品 5～15年

##### (2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

#### 3 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金2,492千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

##### (3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

#### 4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

## II リース契約により使用する固定資産

### 1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっている。

### 2 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	3,270,960円
1年超	5,314,980円
計	8,585,940円

## III その他の注記

### 引当金の取崩し

#### (1) 賞与引当金

令和7年度において、期末手当、勤勉手当として24,154千円を支給、及びこれに係る法定福利費として4,742千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として6,494千円、資本勘定支弁職員分として2,544千円を取り崩した。

#### (2) 貸倒引当金

令和7年度において、債権の不納欠損による損失を500千円計上する見込みであるため、貸倒引当金500千円を取り崩すこととする。

令和7年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書  
 収益的収入及び支出

支 出

1 款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	水道事業費用		1,482,620	3,243	1,485,863			
	1	営業費用	1,460,752	3,243	1,463,995			
		1	原水及び浄水費	633,329	507	633,836	1 給 料	252
						2 手 当	177	
						3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	53	
						5 法 定 福 利 費	25	
		2	配水及び給水費	163,908	694	164,602	1 給 料	256
						2 手 当	203	
						3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	61	
						4 報 酬	136	
						5 法 定 福 利 費	38	

説		明	
事	業	備	考
<b>〔人件費等〕</b>	<b>507</b>		
1 給料	252		
2 手当	177		
地域手当	18		
時間外勤務手当	27		
期末手当	70		
勤勉手当	62		
3 賞与引当金繰入額	53		
賞与引当金繰入額	43		
法定福利費引当金繰入額	10		
5 法定福利費	25		
職員共済組合負担金			
<b>〔人件費等〕</b>	<b>530</b>		
1 給料	256		
2 手当	183		
地域手当	18		
時間外勤務手当	17		
期末手当	80		
勤勉手当	68		
3 賞与引当金繰入額	61		
賞与引当金繰入額	49		
法定福利費引当金繰入額	12		
5 法定福利費	30		
職員共済組合負担金			
<b>〔配水管等維持管理事業〕</b>	<b>164</b>		
・ 給配水管等維持管理事業			
2 手当	20		
期末手当	13		
勤勉手当	7		
4 報酬	136		
会計年度任用職員			
5 法定福利費	8		
社会保険料等			

## 支 出

## 1 款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
		4 業務費	117,256	555	117,811	1 給 料	257
						2 手 当	209
						3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	59
						5 法 定 福 利 費	30
		5 総係費	53,157	1,487	54,644	1 給 料	512
						2 手 当	475
						3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	126
						4 報 酬	203
						5 法 定 福 利 費	67
						32 負 担 金	104

説		明	
事	業	備	考
<b>〔人件費等〕</b>	<b>555</b>		
1 給料	257		
2 手当	209		
地域手当	17		
時間外勤務手当	46		
期末手当	78		
勤勉手当	68		
3 賞与引当金繰入額	59		
賞与引当金繰入額	48		
法定福利費引当金繰入額	11		
5 法定福利費	30		
職員共済組合負担金			
<b>〔人件費等〕</b>	<b>1,186</b>		
1 給料	512		
2 手当	383		
地域手当	36		
時間外勤務手当	43		
期末手当	164		
勤勉手当	140		
3 賞与引当金繰入額	126		
賞与引当金繰入額	101		
法定福利費引当金繰入額	25		
5 法定福利費	61		
職員共済組合負担金			
32 負担金	104		
水道部長人件費負担金			
<b>〔企業会計管理事業〕</b>	<b>301</b>		
・ 企業会計経理事務			
2 手当	92		
期末手当	58		
勤勉手当	34		
4 報酬	203		
会計年度任用職員			
5 法定福利費	6		
社会保険料等			

**資 本 的 収 入 及 び 支 出**

**支 出**

1 款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	資本的支出		1,050,005	939	1,050,944			
	1	建設改良費	939,917	939	940,856			
		1	事務費	55,448	939	56,387	1 給 料	534
						2 手 当	351	
						5 法 定 福 利 費	54	

説		明	
事	業	備	考
<b>[人件費等]</b>	<b>939</b>		
1 給料	534		
2 手当	351		
地域手当	37		
時間外勤務手当	40		
期末手当	148		
勤勉手当	126		
5 法定福利費	54		
職員共済組合負担金			

令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度江南市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,269,198 千円	3,149 千円	1,272,347 千円
第1項 営 業 収 益	491,086 千円	179 千円	491,265 千円
第2項 営 業 外 収 益	778,111 千円	2,970 千円	781,081 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,296,885 千円	1,885 千円	1,298,770 千円
第1項 営 業 費 用	1,112,594 千円	1,885 千円	1,114,479 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額328,923千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額330,081千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,844千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,843千円」に、「当年度分損益勘定留保資金237,427千円」を「当年度分損益勘定留保資金238,586千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	2,428,326 千円	1,158 千円	2,429,484 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,672,780 千円	1,158 千円	1,673,938 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職 員 給 与 費	86,301 千円	2,974 千円	89,275 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「171,689千円」を「173,991千円」に改める。

令和8年1月15日提出

江南市長 澤田 和延

# 令和7年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

## 収益的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,269,198	3,149	1,272,347
	1 営業収益		491,086	179	491,265
		2 他会計負担金	43,540	179	43,719
	2 営業外収益		778,111	2,970	781,081
		1 他会計負担金	252,883	562	253,445
		2 他会計補助金	171,689	2,302	173,991
		5 消費税及び地方消費税還付金	107,363	106	107,469

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,296,885	1,885	1,298,770
	1 営業費用		1,112,594	1,885	1,114,479
		4 総係費	101,550	1,612	103,162
		5 排水設備費	14,176	273	14,449
		6 減価償却費	616,969		616,969

## 資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			2,428,326	1,158	2,429,484
	1 建設改良費		1,672,780	1,158	1,673,938
		1 污水管きよ整備費	585,737	1,158	586,895

令和7年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 128,733
減価償却費	616,969
引当金の増減額（△は減少）	124
長期前受金戻入額	△ 238,568
支払利息	183,241
未収金の増減額（△は増加）	△ 20,406
未払金の増減額（△は減少）	△ 5,744
小計	406,883
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 183,241
業務活動によるキャッシュ・フロー	223,642
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,122,486
無形固定資産の取得による支出	△ 25,643
補助金等による収入	310,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 837,847
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,611,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 754,546
他会計からの出資による収入	141,575
財務活動によるキャッシュ・フロー	998,029
資金増加額（又は減少額）	383,824
資金期首残高	393,188
資金期末残高	777,012



給 与 費 明 細 書

1 特別職（その他の特別職）

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	10	57		
補正前	10	57		
比 較				

2 一般職

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員 (4) 5	7,627	19,786	17,154
	資本勘定支弁職員 5		18,390	11,868
	合計 (4) 10	7,627	38,176	29,022
補正前	損益勘定支弁職員 (4) 5	7,160	19,165	16,541
	資本勘定支弁職員 5		17,749	11,422
	合計 (4) 10	7,160	36,914	27,963
比 較	損益勘定支弁職員	467	621	613
	資本勘定支弁職員		641	446
	合計	467	1,262	1,059

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,272	1,058	2,907
	補正前	2,272	1,058	2,818
	比 較			89
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	9,199	7,556	720
	補正前	8,757	7,187	720
比 較	442	369		

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
57		57	
57		57	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
44,567	8,319	52,886	
30,258	6,074	36,332	
74,825	14,393	89,218	
42,866	8,204	51,070	
29,171	6,003	35,174	
72,037	14,207	86,244	
1,701	115	1,816	
1,087	71	1,158	
2,788	186	2,974	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
156	310	1,640
156	305	1,581
	5	59
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
12	3,192	
12	3,097	
	95	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数(人)	給与費			
		報酬	給料	手当	
補正後	損益勘定支弁職員	5		19,786	15,038
	資本勘定支弁職員	5		18,390	11,868
	合計	10		38,176	26,906
補正前	損益勘定支弁職員	5		19,165	14,482
	資本勘定支弁職員	5		17,749	11,422
	合計	10		36,914	25,904
比較	損益勘定支弁職員			621	556
	資本勘定支弁職員			641	446
	合計			1,262	1,002

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,272	1,058	2,907
	補正前	2,272	1,058	2,818
	比較			89
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	8,046	6,593	720
	補正前	7,642	6,243	720
	比較	404	350	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
34,824	6,742	41,566	
30,258	6,074	36,332	
65,082	12,816	77,898	
33,647	6,653	40,300	
29,171	6,003	35,174	
62,818	12,656	75,474	
1,177	89	1,266	
1,087	71	1,158	
2,264	160	2,424	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
156	310	1,640
156	305	1,581
	5	59
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
12	3,192	
12	3,097	
	95	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数(人)	給与費			
		報酬	給料	手当	
補正後	損益勘定支弁職員	(4)	7,627		2,116
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	7,627		2,116
補正前	損益勘定支弁職員	(4)	7,160		2,059
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	7,160		2,059
比較	損益勘定支弁職員		467		57
	資本勘定支弁職員				
	合計		467		57

( )内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当
	補正後	1,153	963
	補正前	1,115	944
	比較	38	19

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	1,262	給与改定に伴う増減分	1,262	
手当	1,059	制度改正に伴う増減分	187	期末手当 94 勤勉手当 93
		その他増減分	872	給与改定に伴う増減額 872

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
9,743	1,577	11,320	
9,743	1,577	11,320	
9,219	1,551	10,770	
9,219	1,551	10,770	
524	26	550	
524	26	550	

[単位:千円]

備考			
給与改定の状況			
	給料の改定率		3.37%
	給与改定の実施時期		令和7年4月1日
	(改定前)		(改定後)
12月期	1.25月分		1.275月分
	(改定前)		(改定後)
12月期	1.05月分		1.075月分
地域手当	89	期末手当	348
通勤手当	5	勤勉手当	276
時間外勤務手当	59	賞与引当金繰入額	95

令和7年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部		
1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 構築物	21,467,847		
	減価償却累計額	<u>△ 2,993,857</u>	18,473,990	
	ロ 機械及び装置	267,687		
	減価償却累計額	<u>△ 66,803</u>	200,884	
	ハ 車両運搬具	1,036		
	減価償却累計額	<u>△ 984</u>	52	
	ニ 工具器具及び備品	585		
	減価償却累計額	<u>△ 295</u>	290	
	ホ 建設仮勘定		<u>2,371,851</u>	
	有形固定資産合計			21,047,067
(2)	無形固定資産			
	施設利用権		<u>1,645,632</u>	
	無形固定資産合計			1,645,632
(3)	投資その他資産			
	出資金		<u>563</u>	
	投資その他資産合計			<u>563</u>
	固定資産合計			<u>22,693,262</u>
2	流動資産			
(1)	現金預金			777,012
(2)	未収金		194,189	
	貸倒引当金		<u>△ 400</u>	193,789
	流動資産合計			<u>970,801</u>
	資産合計			<u><u>23,664,063</u></u>

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	11,670,247	
	企業債合計	<u>11,670,247</u>	11,670,247
	固定負債合計		11,670,247
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	766,925	
	企業債合計		766,925
	(2) 未払金		922,676
	(3) 引当金		
	賞与引当金	7,055	
	引当金合計		7,055
	(4) その他流動負債		381
	流動負債合計		<u>1,697,037</u>
5	繰延収益		
	長期前受金		9,032,702
	長期前受金収益化累計額	△ 1,379,836	
	繰延収益合計		<u>7,652,866</u>
	負債合計		<u><u>21,020,150</u></u>
		資 本 の 部	
6	資本金		
	イ 固有資本金	2,156,456	
	ロ 繰入資本金	926,929	
	資本金合計		3,083,385
7	剰余金		
	(1) 利益剰余金 (△は欠損金)		
	当年度未処分利益剰余金	△ 439,472	
	利益剰余金合計		<u>△ 439,472</u>
	剰余金合計		<u>△ 439,472</u>
	資本合計		<u>2,643,913</u>
	負債資本合計		<u><u>23,664,063</u></u>

## 注記

### I 重要な会計方針

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
構築物	30～50年
機械及び装置	10～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	4～15年

##### (2) 無形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
施設利用権	45年

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金3,231千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

##### (3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

#### 3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

### II 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は6,815,570千円である。

### Ⅲ セグメント情報の開示

江南市下水道事業会計は、下水道事業のみを運営している単一セグメントのため、記載を省略している。

### Ⅳ その他の注記

引当金の取崩し

#### (1) 賞与引当金

令和7年度において、期末手当、勤勉手当として19,850千円を支給、及びこれに係る法定福利費として3,656千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として3,699千円、資本勘定支弁職員分として3,059千円を取り崩した。

#### (2) 貸倒引当金

令和7年度において、債権の不納欠損による損失を200千円計上する見込みであるため、貸倒引当金200千円を取り崩すこととする。

令和7年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書  
 収益的収入及び支出  
 収入

1款 下水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		下水道事業収益	1,269,198	3,149	1,272,347		
	1	営業収益	491,086	179	491,265		
		2 他会計負担金	43,540	179	43,719	1 他会計負担金	179
	2	営業外収益	778,111	2,970	781,081		
		1 他会計負担金	252,883	562	253,445	1 他会計負担金	562
		2 他会計補助金	171,689	2,302	173,991	1 他会計補助金	2,302
		5 消費税及び 地方消費税 還付金	107,363	106	107,469	1 消費税及び 地方消費税 還 付 金	106

[単位:千円]

説	明
一般会計人件費負担金	
一般会計負担金	
一般会計補助金	
消費税及び地方消費税還付金	

# 支 出

## 1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	下水道事業費用		1,296,885	1,885	1,298,770			
	1	営業費用	1,112,594	1,885	1,114,479			
		4	総係費	101,550	1,612	103,162		
						1	給 料	621
						2	手 当	492
						3	賞与引当金 繰入額	113
						4	報 酬	233
						5	法定福利費	84
						32	負 担 金	69
		5	排水設備費	14,176	273	14,449		
						2	手 当	26
						4	報 酬	234
						5	法定福利費	13

説		明	
事	業	備	考
		★★★★★ 政策の事業 ★★★★★	
		以下、政策の事業	
<b>〔人件費等〕</b>	<b>1,266</b>		
1 給料	621	〈特定財源〉	
2 手当	461	そ 179千円 一般会計人件費負担金	
地域手当	44	補正後7,557,000円－補正前7,378,000円	
通勤手当	5	そ 289千円 一般会計負担金	
時間外勤務手当	19	補正後8,745,000円－補正前8,456,000円	
期末手当	211		
勤勉手当	182		
3 賞与引当金繰入額	113		
賞与引当金繰入額	95		
法定福利費引当金繰入額	18		
5 法定福利費	71		
職員共済組合負担金			
<b>〔下水道経営事業〕</b>	<b>346</b>		
・ 企業会計経理事務			
2 手当	31		
期末手当	20		
勤勉手当	11		
4 報酬	233		
会計年度任用職員			
5 法定福利費	13		
社会保険料等			
32 負担金	69		
水道部長人件費負担金			
<b>〔排水設備関連事業〕</b>	<b>273</b>		
2 手当	26	〈特定財源〉	
期末手当	18	そ 273千円 一般会計負担金	
勤勉手当	8	補正後12,553,000円－補正前12,280,000円	
4 報酬	234		
会計年度任用職員			
5 法定福利費	13		
社会保険料等			

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
		6 減価償却費	616,969		616,969		

説 明	
事 業	備 考
[下水道経営事業] ・ 企業会計経理事務	(財源更正)  <特定財源> そ 2,302千円 一般会計補助金 補正後173,991,000円ー補正前171,689,000円

# 資 本 的 収 入 及 び 支 出

## 支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節			
款	項	目				区 分	金 額		
1	資本的支出		2,428,326	1,158	2,429,484				
	1	建設改良費	1,672,780	1,158	1,673,938				
		1	汚水管きよ整備費	585,737	1,158	586,895	1	給 料	641
							2	手 当	446
							5	法定福利費	71

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
		以下、政策的事業
<b>〔人件費等〕</b>	<b>1,158</b>	
1 給料	641	
2 手当	446	
地域手当	45	
時間外勤務手当	40	
期末手当	193	
勤勉手当	168	
5 法定福利費	71	
職員共済組合負担金		

## 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業

1 対象事業

(単位：千円)

部課名	事業名	事業内容	事業費
健康こども部			
こども未来課	特定教育・保育等事業（物価高騰対策）	民間保育所等へ給食の食材料費に対する補助金の交付	16,489
健康づくり課	地域医療推進支援事業（物価高騰対策）	第3次救急医療機関へ応援金を交付	10,000
合 計			26,489

## 特定教育・保育等事業（物価高騰対策）

### 1 事業目的

物価高騰に伴う影響を受けている市内の民間保育所等に対して、愛知県の保育所等給食費軽減対策支援金を活用し、その運営を支援する。

### 2 事業内容

市内の民間保育施設4施設に対し、令和7年4月から令和8年3月まで(令和7年7月から9月までを除く)の給食に係る食材料費の一部を補助する。

#### (1) 対象施設

- ① 認定こども園 2園 【認定江南こども園グレイス、認定こども園みどりの風幼稚園】
- ② 保育所 1園 【布袋ぽっぽ園】
- ③ 地域型保育事業所 1園 【布袋駅ぽっぽ園みなみ】  
(小規模保育事業所)

#### (2) 補助金額

上半期(令和7年 4月から令和7年9月まで) 1人当たり100円/日

下半期(令和7年10月から令和8年3月まで) 1人当たり170円/日

※令和7年7月から9月分は、補助実施済みのため、今回の補助対象期間からは除外。

### 3 実施時期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 事業費

16,489千円

〈特定財源〉

県支出金 10,992千円 16,488,370円×2/3

## 物価高対応子育て応援手当支給事業

### 1 事業目的

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給する。

### 2 事業内容

#### ○ 支給額

児童1人当たり 一律 20,000円

#### ○ 支給対象者

児童手当支給対象児童(令和7年9月30日時点)を養育する父母等

※対象児童には、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む。

#### ○ 支給時期

対象者のうち、児童手当の情報を活用できる方は、申請不要で2月(予定)に支給する。

それ以外の対象者(公務員等)については、申請受付後、支給する。

### 3 事業費

321,115 千円

給付金 310,260 千円 (20,000円×15,513人)

事務費 10,855 千円

給与費明細書(補正予算)

1 特別職

(1)総括

(単位:千円)

会計	職員数(人)		報酬	給料	職員手当等			共済費			合計		
	議員	長等			議員	長等	計	議員	長等	計	議員	長等	計
一般					661	182	843		11	11	661	193	854

(2)職員手当等の内訳

(単位:千円)

会計	通勤	期末			合計		
		議員	長等	計	議員	長等	計
一般		661	182	843	661	182	843

2 一般職

(1)総括

(単位:千円)

会計	職員数(人)		報酬	給料	職員手当等			共済費			合計		
	正規・再任用	会計年度			正規・再任用	会計年度	計	正規・再任用	会計年度	計	正規・再任用	会計年度	計
一般			71,182	80,770	59,967	4,425	64,392	9,000	2,325	11,325	149,737	77,932	227,669
介護			1,316			107	107		81	81		1,504	1,504
水道			339	1,811	1,544	112	1,656	258	14	272	3,613	465	4,078
下水道			467	1,262	1,002	57	1,059	160	26	186	2,424	550	2,974
合計			73,304	83,843	62,513	4,701	67,214	9,418	2,446	11,864	155,774	80,451	236,225

(2)職員手当等の内訳

(単位:千円)

会計	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	夜勤
一般			5,657		124		5,185	334
介護								
水道			126				173	
下水道			89		5		59	
合計			5,872		129		5,417	334

(単位:千円)

会計	期末			勤勉			退職	児童	管理職員特別勤務	賞与引当金繰入額
	正規・再任用	会計年度	計	正規・再任用	会計年度	計				
一般	24,763	3,762	28,525	21,326	663	21,989	2,578			
介護		78	78		29	29				
水道	540	71	611	464	41	505				241
下水道	404	38	442	350	19	369				95
合計	25,707	3,949	29,656	22,140	752	22,892	2,578			336

令和8年報告第1号

和解についての専決処分について

事故により相手方に損害が生じたので、その費用負担の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月15日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

事故により相手方に損害が生じたので、その費用負担の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和8年1月5日

江南市長 澤田 和延

- 1 当事者 江南市 都市整備部 土木課  
相手方 市外在住
  
- 2 事故の概要 令和7年7月20日の午後2時頃、江南市村久野町仲原244番地先において、市道江南岩倉線を南下していた相手方の自動車が、舗装にできたくぼみの段差によって車体下部を損傷したものの。
  
- 3 和解の内容 (1) 市の相手側に対する賠償金は、金0円とする。  
(2) 双方は、和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを確認する。

(参 考)

事故現場説明図（江南市村久野町仲原 2 4 4 番地先）

